



標茶町第4期総合計画

平成23年6月

標茶町  
*shibecha town*

みどりとふれあいの郷  
元気あふれるまちづくり



# はじめに

私たちは今3つの現実直面しています。

世界各地で頻発する地球温暖化が要因とされる気候変動が引き起す異常気象、そして、暮らしの隅々まで際限なく浸透し続けるグローバル化、更には、世界的には人口増加が加速され、振興国の急速な経済発展に伴う、食料を始めとする資源の需給が一段と逼迫感を増す中で、わが国においては人口減少下での少子高齢化が進展し、あらゆる分野で担い手不足が深刻化しており、もはや戦略一辺倒では解決できない課題が山積してきました。

これまでひたすら豊かさを追い求め、比類なき向上心と勤勉さをもって今日の繁栄を築き上げた牽引車として機能してきた中央集権システムの制度疲労と限界が指摘されており、また失われた20年とも称されている未知との遭遇を乗り越え、将来展望を切り拓いていくためにも、地方分権への流れは必至であり、法に基づき、自ら考え、自ら決定する地域主権型社会の確立が急がれています。

「住んで良かった、これからも住み続けたいと思えるまち」を目指し、一人ひとり皆違うことをお互いに認め合い、お年寄りを尊敬し、子どもや障がいを持つ人など、弱い人を大切に、法やルールを守り、きちんと税金を払った人が健康で安心して老後を迎えることのできる社会の実現を最優先に、主権者たる町民と選ばれた議会、そして行政がそれぞれの役割を認識し、任務を果たすことにより、本町がこれまで育んできた、「共に知恵を出し合い、共に汗を流し、共に支えあう」協働のまちづくりを更に前進させて行くことが、未来へ、より魅力的なふるさとを手渡していく最善の選択であると確信しています。

第4期総合計画は、これからのまちづくりの指針であり、基本設計図です。そして、まちづくりの主役・主体は紛れもなく町民一人ひとりであります。

本計画の作成に当たっては、町民の皆様のお考えをできるだけ反映させることを最重点に、地区懇談会、団体からの意見聴取、住民意識調査や高校生アンケート、等々を実施し集約に務めました。そして、総合計画審議会、更に議会においては調査特別委員会を中心に広範な、時代を見据えた現実的なご審議を頂き、「みどりとふれあいの郷元氣あふれるまちづくり」をテーマとし、本計画を策定いたしました。

貴重なご意見やご提言を頂きました多くの町民の皆様を始め、ご尽力賜りました審議会委員並びに町議会議員各位に心から感謝を申し上げます。

平成23年6月

標茶町長 池田 裕二





## 町章

(昭和43年6月1日制定)

町名の頭文字「し」を図案化し、広がる大地、たくましい創造性、住民の和を表し、無限の発展を示す。色は、黄緑。



## CIマーク

(平成7年度策定)

釧路湿原をシンボライズしたクリエーション。中央に曲がりくねる川を配し、両側のグリーンとブルーが川を抱くようにレイアウトされている。



ブルーは、果てしなく広がる空と湿原にたたえられた水を表現し、グリーンは柔らかな草原の緑を表している。この2つのカラーが標茶の豊かな自然を雄弁に物語る。

## 町民憲章

(昭和60年3月14日制定)

わたしたちは、緑豊かな大地にはぐくまれ、たくましい開拓精神を受けつぐ標茶町民です。

わたしたちは、快適で住みよいまちづくりを目ざし、明るい未来を築くため、誇りと責任をもってこの憲章を定め実行につとめます。

- 1 元気でたらしき 明るく豊かなまちをつくりましょう
- 1 自然に親しみ 美しいまちをつくりましょう
- 1 きまりを守り 平和なまちをつくりましょう
- 1 たがいに助け合い 住みよいまちをつくりましょう
- 1 教養をたかめ しあわせなまちをつくりましょう

## 町の花「コスモス」 町の木「ナラ」

(昭和60年選定)





# 標茶町第4期総合計画



## 目次

### I 序 論

第1章 計画策定の趣旨 .....	1
第2章 計画の性格 .....	2
第3章 計画の構成と期間 .....	2
第4章 計画策定の背景 .....	3
第1節 時代の流れ .....	3
第2節 標茶町の概況 .....	5
第3節 まちの課題 .....	7

### II 基本構想

第1章 まちのめざす姿 .....	8
第1節 まちづくりの基本 .....	8
第2節 まちづくりのテーマ .....	9
第3節 基本目標 .....	9
第4節 将来人口 .....	9
第2章 施策の大綱 .....	11
第1節 みどり豊かなまちづくり .....	11
第2節 健やかに暮らせるまちづくり .....	11
第3節 安心して暮らせるまちづくり .....	12
第4節 活気あふれるまちづくり .....	14
第5節 笑顔あふれるまちづくり .....	15
第6節 とともに進めるまちづくり .....	16

## Ⅲ 基本計画

第1章	みどり豊かなまちづくり	18
第1節	自然環境の保全・利用	18
第2節	地域景観	19
第3節	循環型社会の形成	20
第2章	健やかに暮らせるまちづくり	21
第1節	保健・医療	21
第2節	地域福祉	23
第3節	高齢者福祉	24
第4節	障がい者福祉	26
第5節	社会福祉・社会保障	27
第3章	安心して暮らせるまちづくり	29
第1節	道路・交通・情報通信	29
第2節	都市計画・公園	31
第3節	上下水道	33
第4節	生活環境	35
第5節	住宅	36
第6節	交通安全・防災・消防	37
第7節	消費生活	39
第4章	活気あふれるまちづくり	40
第1節	農業	40
第2節	林業	43
第3節	水産業	45
第4節	商工業	46
第5節	観光	48
第6節	雇用	50
第5章	笑顔あふれるまちづくり	51
第1節	子育て支援・児童福祉	51
第2節	学校教育	52
第3節	生涯学習・芸術文化・スポーツ	54
第4節	交流	56
第6章	ともに進めるまちづくり	57
第1節	住民参加・男女共同参画	57
第2節	コミュニティ	58
第3節	行財政運営	59
第4節	広域連携	61

## 資料編

標茶町総合計画審議会答申書	62
標茶町総合計画策定経過	64
標茶町総合計画審議会条例	66





標茶町第4期総合計画



# I 序 論



# I 序 論

## 第1章 計画策定の趣旨

標茶町は、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「標茶町第1期総合計画」（昭和47年～昭和56年）、「標茶町第2期総合計画」（昭和56年～平成12年）を順次策定し、平成13年度から平成22年度までの「標茶町第3期総合計画」では、「夢を織りなす標茶活力の結集・一人からはじまるまちづくり」をスローガンとして、少子高齢社会や経済をはじめとする様々な分野でのグローバル化、技術革新による高度情報化や市町村合併問題など、時代の流れや社会経済情勢の変化に対応しつつ、多様化する住民ニーズに応える施策、事業を展開し、「より安全な・より便利な・より快適な」を目指したまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の社会情勢、経済情勢は変化の度合いが強まっており、我が国の人口は本格的な減少時代に突入しています。

標茶町においても、人口減少、少子高齢化が進んでおり、また、地球温暖化などの環境問題、地域医療の確保、新たな情報通信への対応など、多くの課題を抱えています。

また、民間投資の停滞や消費低迷などによる町税の減少、地方交付税交付金の縮減などにより、町の財政は依然として厳しい状況にあり、引き続き行財政改革に取り組む中で、身の丈に合った持続可能な行財政運営が必要となります。

このような状況の下で、町民・企業・団体の皆さんと力を合わせ、時代の潮流をとらえながら、標茶町の産業特性や個性を活かしたまちづくりを進めていかなければなりません。

標茶町の将来を見据え、「住んで良かった、これからも住み続けたい」と思える標茶町を築いていくため、長期的視野に立ったまちづくりの指針となる「標茶町第4期総合計画」を策定します。



## 第2章 計画の性格

総合計画は、標茶町の目指す姿と町政の基本的な方向を定め、基本政策を示し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための「土台」となるものです。

総合計画は、まちづくりの計画として最上位の計画であり、地方自治法第2条第4項に規定される「基本構想」を包含しています。

福祉や介護などの分野別の計画は、総合計画に沿って策定され、この個別計画により推進されます。

## 第3章 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成しています。

### ■基本構想

基本構想は、人口や産業の推移動向などから長期展望に基づく将来像を定め、まちづくりの方向とその基本的な考え方（施策の大綱）を示すものです。

○計画期間…平成23年度から平成32年度（10年間）

### ■基本計画

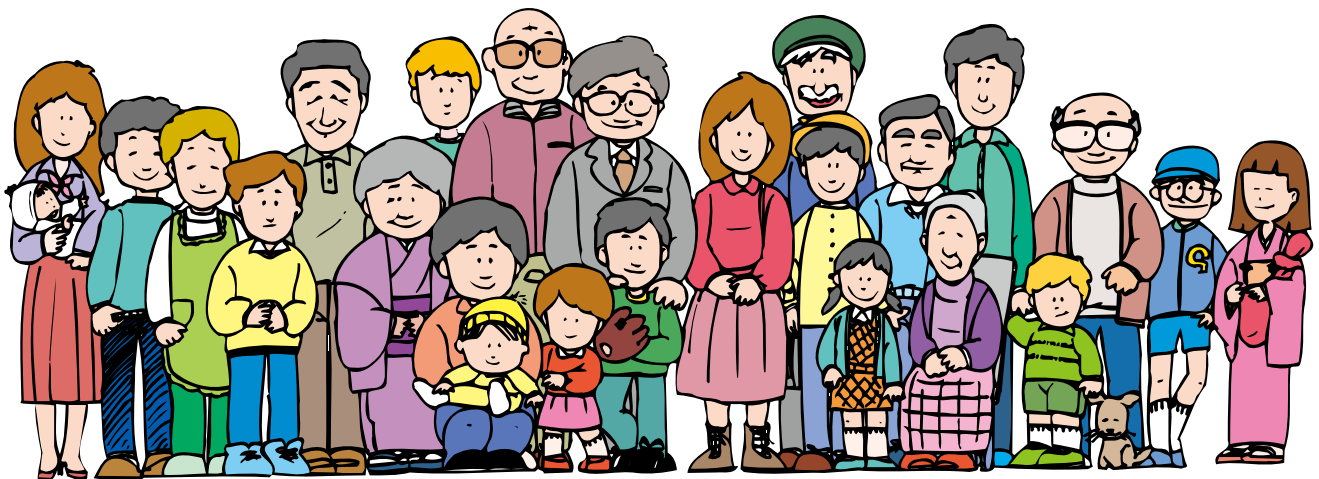
基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を基に、その実現に向けて必要となる施策の展開方向と主な取組を体系的に示すものです。

○計画期間…平成23年度から平成32年度（10年間）

### ■実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した施策を基に、具体的な内容として示すものです。その実施年度、事業内容、事業量などを定め、各年度の予算編成の指針となるものです。

○計画期間…3か年度を1計画期間とします（補助金等の状況や財政事情などの変化に対応するため、2年毎のローリング方式により別冊で策定します。）。



## 第4章 計画策定の背景

### 第1節 時代の流れ

#### ①人口構造の変化

日本の総人口は、平成17（2005）年に前年を下回り、初めて人口減少社会に転じ、出生率の低度により今後も減少し続けると予想されています。

また、高齢者人口と高齢化率は増加を続けており、さらなる少子高齢社会へ進むことが予想されています。

このような人口減少や人口構造の変化は、世界でも類をみない速さで進行しており、特に生産年齢人口（15～64歳）の減少や高齢化に伴う購買力の減少は、経済、産業、社会保障など、経済社会のあり方に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

#### ②低炭素社会への取組

二酸化炭素など温室効果ガスの排出量増加を主な原因とする地球温暖化現象をはじめ、オゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

地球温暖化は、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響など、生活へ甚大な影響が及び可能性が指摘されています。

こうした中、環境への負荷の少ない生活や生産活動への転換、省エネルギーや新エネルギー（太陽光発電・風力発電・バイオマスなど）の導入加速など、温室効果ガスの排出を抑えた「低炭素社会」の実現に向けた取組が世界的に拡大しています。

#### ③豊かさの変化

利便性の高さやものの豊かさ以上に、心の満足や豊かさ、体の健康を重要視する人が増えています。

心の満足（感）を求め、豊かな自然を求め、農のある生活などを求めて、都市機能や便利さにこだわらず、田舎暮らしをはじめめる人、はじめたいと思う人も増えています。

また、食の安全性や様々な不安要素から、安さだけにこだわらず、国内産物への回帰や遺伝子組換え以外の作物食品を選択する人も増えています。

#### ④情報通信技術の進展

情報通信技術の急速な発展と普及、特にインターネット（携帯電話）の進展普及により、企業や個人が容易に情報収集、情報交換ができ、物流などにも影響を与えています。

経済活動や日常生活など、あらゆる分野で情報化が進展し、時間や距離の制約が緩和され、ライフスタイルや価値観、経済や学校教育など、経済社会環境が変化しています。

また、情報伝達の基盤であるテレビジョン放送が本格的なデジタル化時代に突入し、ビル陰や地形による新たな難視聴解消に向けての対応が求められています。

#### ⑤地域主権型社会への進展

国や都道府県が主導した市町村合併が一段落し、国と地方の権限の見直しが本格的に進められようとしています。

権限と事務が地方に移譲されれば、地域住民にとって最も身近な自治体である市町村の役割が大きくなりますが、財源配分が進まず、地方交付税交付金が減少し、各種補助金も減っていく中で財政負担は増えています。

住民ニーズや地域課題の増加が予想される中、行政サービスの維持向上のためには、民間活力の導入や補完性の原理によるまちづくりが重要です。





## 第2節 標茶町の概況

### ■位置・地勢・気候

標茶町は、北海道の東部に位置し、東は厚岸町・別海町・中標津町、西は鶴居村、南は釧路町、北は弟子屈町に隣接し、東西58.9km、南北60.5km、総面積1,099.41km<sup>2</sup>の広大なまちです。

地勢は、概ね丘陵地帯と平野部に大別され、釧路川、別寒辺牛川及び西別川の各流域は平坦形状であり、南東部には塘路湖、シラルトロ湖が広がり、釧路湿原国立公園の湿地帯が分布しています。

気候は、春期から初夏にかけては冷涼で、夏は日照時間が短いが高気温が30℃に達する時期があります。秋は比較的晴天が続くが晩秋の早朝は冷え込み、全国の最低気温のニュースに「標茶町」の名前が流れる時期があり、冬は積雪が少ないが寒さが厳しく、夏暑く冬寒いというやや内陸的な気候です。

### 《気象統計（平年値）》

区 分	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	日照時間 (h)	最大積雪深 (cm)
1月	43.5	-8.4	-2.1	-15.4	147.6	46
2月	28.5	-7.7	-1.8	-14.6	155.2	54
3月	59.9	-2.9	2.0	-8.7	172.9	60
4月	74.6	3.4	9.0	-2.0	156.7	25
5月	98.4	8.6	14.9	2.8	176.7	1
6月	88.8	12.5	17.8	8.1	138.4	0
7月	111.5	16.3	20.9	12.8	105.9	0
8月	132.4	18.4	22.8	14.7	113.5	0
9月	155.0	14.9	19.8	10.1	117.2	0
10月	111.5	8.6	14.8	2.3	146.1	0
11月	80.0	1.6	7.7	-4.5	136.4	4
12月	51.2	-4.4	1.3	-10.4	143.5	25
年	1034.1	5.1	10.6	-0.4	1702.4	-

## ■人口・世帯

国勢調査の標茶町の人口は、昭和35年の17,424人をピークに減少傾向を続け、直近の平成22年調査速報値では、人口8,278人、世帯数3,365世帯となっています。

平成17年の国勢調査（人口8,936人）による年齢階層別人口は、幼齢人口（0～14歳）が1,180人（13.2%）、生産年齢人口（15～64歳）が5,469人（61.2%）、老齢人口（65歳以上）が2,287人（25.6%）となっており、5年前の平成12年国勢調査の階層構成と比較すると、幼齢人口が2.2%の減、生産年齢人口が1.8%の減で、老齢人口は4.0%の増となり、全国の動きと同様に少子化、高齢化が進んでいる状況です。

1世帯当たり人員は、平成12年が2.76人、平成17年が2.58人と減少傾向が続いており、平成22年の速報データでは1世帯当たり2.46人で、核家族化も進んでいる状況です。

平成17年の国勢調査による従業者数は4,711人で、第1次産業従事者は1,457人（30.9%）、第2次産業従事者は705人（15.0%）、第3次産業従事者は2,549人（54.1%）となっています。

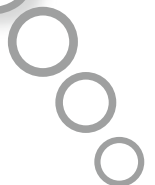




### 第3節 まちの課題

各種統計や町民アンケート、標茶高校生アンケートの特徴的な結果でみる、標茶町のまちづくりの「課題」は次のとおりです。

- 標茶町の基幹産業は酪農業ですが、搾乳農家戸数は平成13年の402戸から平成20年には327戸になり、減少傾向が続いています。
- 少子化の影響により、町内の中学校卒業生も減少しており、標茶高校の間口減が懸念される状況です。
- 今後も標茶町に住み続けたいと思う方が多い反面、「活気」や「個性」がないと感じている方が多い状況です。
- アンケートの結果でみると、高齢の回答者が多かったこともあり、買物と交通に不便を感じている方が比較的多い状況です。
- 高校生アンケートでは、買物、娯楽や余暇の場に不満が目立ちます。
- 若者が就業できる場が少ないと感じている方が多い反面、高校生の地元就職希望が少ないというミスマッチの状況です。
- 地元の生乳を地元で活用すべきと考えている方が多い状況です。
- 駅前通りがさみしいと感じている方（高校生含む）が多い状況です。



標茶町第4期総合計画



## Ⅱ 基本構想



# Ⅱ 基本構想

## 第1章 まちのめざす姿

### 第1節 まちづくりの基本

先人たちが築き上げてきた貴重な財産を守り、子どもたちに誇りをもって引き継いでいくため、これからのまちづくりの基本を次のとおりとします。

#### ◎協働のまちづくり

町民一人ひとりがまちづくりの主役です。自助（町民）・共助（地域、団体）・公助（行政）を基本バランスとする「協働」が定着したまちづくりを進めます。

#### ◎住み続けたいと思えるまちづくり

まちづくりの主役である町民だれもが元気で健康でいきいきと暮らしていける地域づくりをめざし、生活環境や家庭生活、子育てに安心と希望を持ち、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを進めます。

#### ◎元気がでるまちづくり

標茶町の元気印は第1次産業です。第1次産業の元気が第2次産業、第3次産業の元気、そして「まちの元気」につながります。

8 標茶町の農林水産業のさらなる振興と経営の安定をめざし、地産加工品、商業、観光サービス業などの分野と連携し、生業に元気がでるまちづくりを進めます。

#### ◎みどりのまちづくり

恵まれた水資源と自然環境のもとで発展してきた標茶町にとって、水とみどり輝く大地は豊かな生活と持続可能な産業を維持していくために欠かすことのできない財産です。

環境を守ることが生活と経済を活性化させ、経済の活力が環境を守るような、環境と人・経済（産業）が調和するまちづくりを進めます。

## 第2節 まちづくりのテーマ

みどり（自然との共生）を愛し、ふれあい（協働）が定着した、元気（産業と地域の活性化）がでるまちづくりをめざし、まちづくりのテーマを、次のとおりとします。

# みどりとふれあいの郷 元気あふれるまちづくり

## 第3節 基本目標

「みどりとふれあいの郷 元気あふれるまちづくり」をめざし、基本目標を次のとおりとします。

1. みどり豊かなまちづくり
2. 健やかに暮らせるまちづくり
3. 安心して暮らせるまちづくり
4. 活気あふれるまちづくり
5. 笑顔あふれるまちづくり
6. とともに進めるまちづくり

## 第4節 将来人口

将来人口に関する住民アンケートでは、「10,000人前後」が32.2%、「現状維持」が23.9%、「徐々に減っていくことはやむを得ない」が19.2%の結果となっておりますが、我が国が人口減少社会に転じた中で、人口増加を想定することは難しい状況です。

国立社会保障・人口問題研究所による過去の人口推移や産業構造などを勘案した推計でも7,414人と算定され、標茶町の人口は今後も減少傾向が続くと予想されておりますが、今後、この計画に沿って、本町がとり入れるあらゆる施策を講じるとともに、産業の発展と雇用の確保、子育て支援などの全町民によるまちづくりを推進し、社会減の抑制と自然増の向上にまちをあげて取り組むことにより、目標年度である平成32年度の将来人口を、全町民の夢と希望を込め8,000人程度と想定します。

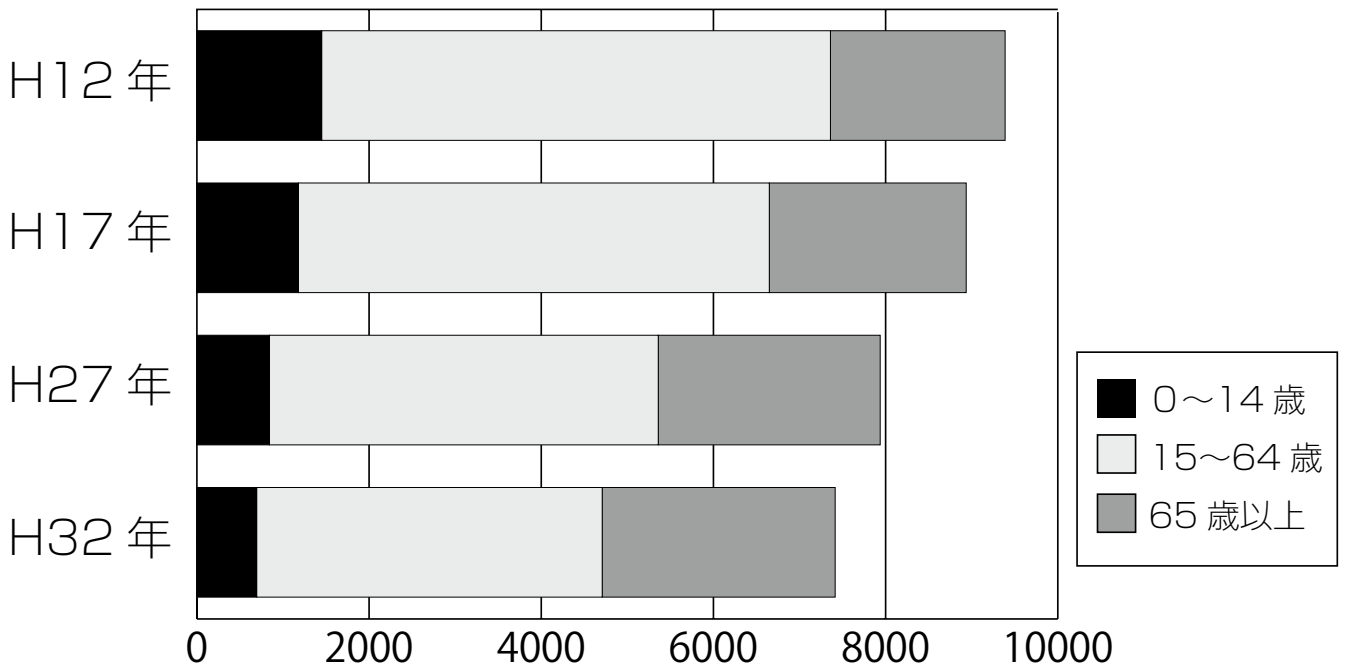
《人口の推移と将来推計》

区分	平成12年	平成17年	平成27年	平成32年
総人口	9,388人	8,936人	7,937人	7,414人
0～14歳 (構成比)	1,449人 (15.44%)	1,180人 (13.21%)	842人 (10.61%)	694人 (9.36%)
15～64歳 (構成比)	5,910人 (62.95%)	5,469人 (61.20%)	4,517人 (56.91%)	4,014人 (54.14%)
65歳以上 (構成比)	2,029人 (21.61%)	2,287人 (25.59%)	2,578人 32.48%	2,706人 (36.50%)

※平成12年と平成17年は、国勢調査の実績値

※平成27年と平成32年は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値

《年齢階層区分別グラフ》





## 第2章 施策の大綱 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

### 第1節 みどり豊かなまちづくり

#### 1 自然環境の保全・利用

■恵まれた水資源や生態系など豊かな自然環境を保全するため、河川流域住民、関係団体等の協働による取組を進めます。

#### 2 地域景観

■身近な景観や田園風景を保全し創造するため、花や緑化によるみどりの環境づくりを進めます。

#### 3 循環型社会の形成

- 廃棄物などの発生抑制(R e d u c e)・再使用(R e u s e)・リサイクル(R e c y c l e)の3Rに配慮した生活スタイルや事業活動への転換を促進するため、普及啓発に努めます。
- 省エネルギーにつながる活動を奨励し、環境への負荷の少ない地域づくりを進めます。

### 第2節 健やかに暮らせるまちづくり

#### 1 保健・医療

- 健康寿命の延長、日常的な疾病の予防のため、健康づくり、健康相談、健康診査、予防接種を主体とする各世代の保健、予防に努めます。
- 医療サービス提供体制については、高度医療機関との連携を深め、救急医療の継続と地域医療の確保に努めます。

#### 2 地域福祉

■だれもが住み慣れた地域で暮らしていけるよう、福祉における地域力の向上をめざします。

#### 3 高齢者福祉

- 高齢者が地域社会の中で生きがいをもって活動できるよう支援に努めます。
- 民間との役割分担などにより、居宅介護サービス供給体制の充実、利用の普及、介護福祉施設の充実を促進し、要介護者及びその家族の支援に努めます。

### 4 障がい者福祉

- 早期の療育が自立につながることから、安心して相談できる支援体制を構築します。
- 障がいのある人も暮らしやすい地域社会をめざし、生活環境の整備と地域でともに支えあう社会づくりに努めます。

### 5 社会福祉・社会保障

- すべての町民が、生涯にわたり不安なく暮らしていけるよう、社会福祉制度、社会保障制度の適正な運用と制度の浸透に努めます。

## 第3節 安心して暮らせるまちづくり

### 1 道路・交通・情報通信

- 地域との協同による効率的、計画的な道路整備や橋梁の適時適切な維持管理に努め、長寿命化と改修の平準化を進めます。
- 町内の交通手段として、町有バスとスクールバスについては、今後の小中学校の動向を見据えた効率的な運行を進めるとともに、市街地内の地域密着型バスの運行環境の検討を進めます。
- 費用対効果を見据えながら、できるだけ多くの世帯が高速通信を利用できる環境をめざします。さらに、関係機関や日本放送協会と連携協力して、地上デジタル放送の難視聴世帯の解消に努めます。

### 2 都市計画・公園

- 市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、市街地形成の動向を考慮しながら「標茶町都市計画マスタープラン」及び用途地域の適時適切な見直しに努めます。
- 地域や子育てグループとの協働により、子育て支援の一翼を担う都市公園の再整備を進めます。

### 3 上下水道

- 上水道配水管や施設の計画的な更新に努め、安定供給と災害に強い給水体制の構築をめざします。
- 下水道整備済地域の水洗化促進に向け、一層のPRに努めます。
- 磯分内地区下水道の早期供用開始に努めます。



## 4 生活環境

- 公共用水域の水質保全を図るため、集合処理以外の区域については合併処理浄化槽の普及に努めます。
- 火葬場、霊園、墓地については、適切な環境整備に努めます。
- 畜犬、野犬については、適正な飼育、予防注射、登録の督励指導に努めます。
- 大麻事犯等を未然に防ぐため、関係機関、地域会と連携し野生大麻の定期的な除去を進めます。

## 5 住 宅

- 町営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正戸数の建替え等を進めます。
- 町民の住生活の安定と確保及び向上を目的とした、住生活市町村基本計画の策定を検討します。

## 6 交通安全・防災・消防

- 各世代にわたる交通安全思想の普及啓発に努め、各団体、町内会等と連携した交通安全運動を推進します。
- 犯罪のない明るく住みよい地域をめざし、警察はもとより関係団体や地域住民との連携による防犯活動に努めます。
- 地域の防災力向上のため、自主防災組織の設立を促進するとともに、防災井戸や災害備蓄品の点検、補充に努めます。
- 公共施設の耐震診断、耐震改修を進めるとともに、一般住宅耐震改修の支援に努めます。
- 町民の生命と財産を守り、各種災害に的確に対応できる消防、救急体制の確保に努めます。
- 道東ドクターヘリについては、各機関、団体との広域連携により運行維持に努めます。

## 7 消費生活

- 消費者トラブルや振り込め詐欺などの消費者被害を未然に防止するため、相談体制の確立、周知啓発活動を進めるとともに、消費者協会の自主的な活動を支援し、「賢い消費者」の育成に努めます。

### 第4節 活気あふれるまちづくり

#### 1 農業

- 魅力ある足腰の強い農業経営と地域づくりのため、多様な角度からの振興に努めます。
- 環境との調和に配慮した、安全安心高品質のクリーン農業を推進し、消費者のニーズに即した生産を促進します。
- しべちゃ町農業の良き理解者を増やすため、地産地消の仕組みづくりを進めます。

#### 2 林業

- 森林がもつ多面的機能の維持、増進と林業の振興のため、伐採跡地の造林による適正な資源構成を誘導し、人工林資源の確保と安定的な木材供給体制づくりに努めます。
- 作業路網の計画的な整備をはじめ、低コスト作業システムとして森林施業の集約化の推進に努めます。
- 農林業被害が顕著となっているエゾシカについては、適正個体数管理のため、関係機関や地元猟友会と連携した駆除を進めます。

#### 3 水産業

- 豊かな水資源を活かした内水面漁業と養殖漁業の振興と安定をはかるため、河川環境の保持に努めます。
- ワカサギ漁獲量の増加、安定をめざし、ふ化増殖の支援に努めます。

#### 4 商工業

- 高齢社会や消費者ニーズの変化といった小売商業を取り巻く環境変化に対応し、小売商業における経営改善や消費者PRへの取組を促進するなど、魅力ある商店街づくりの支援に努めます。
- 商店街のにぎわいを創出するため、商工業者と地域が一体となった推進体制づくりや空き店舗の活用を促進します。
- 地域のにぎわいと活性化につながるよう、内発的な起業化の支援に努めます。

## 5 観 光

- 恵まれた自然環境を生かした体験観光など、旅行目的や旅行形態の多様化に対応した観光産業の振興をはかるため、観光メニューの創出や景観づくりなどの観光の魅力づくりを進めます。
- 飲食店やホテルなどで外国人観光客との疎通がはかれるよう、中国語や英語の指差し手帳を常置するなど、観光ホスピタリティの向上や受入体制の構築を進めます。
- 展望台やキャンプ場、休憩所など、観光施設の適切な維持管理に努めます。

## 6 雇 用

- 地域経済の元気が雇用の創出、安定につながることから、地域循環率が高まる総合的な取組に努めます。
- 地域特性を生かしたサテライトオフィスなどの誘致をめざし、情報発信の取組を進めます。
- ハローワークと連携し、求人などの情報提供に努めます。

## 第5節 笑顔あふれるまちづくり

### 1 子育て支援・児童福祉

- 子育てを地域社会全体で支援する環境をめざすとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。
- 子ども達のふれあい確保をはかるため、幼稚園と保育所の幼保一体化の環境づくりに努めます。
- 子どもが健やかに育つことができるよう、学童保育所の自主的な運営環境を尊重するとともに、その運営支援に努めます。

### 2 学校教育

- 小中学校の児童生徒数の推移を見極めながら、計画的な学校施設の整備に努めます。
- 小中学生のコミュニケーション能力の素地を養うための外国語活動については、外国青年招致事業を活用した指導体制の充実に努めます。
- 高等学校については、町外からも通学しやすい環境づくりに努めます。

### 3 生涯学習・芸術文化・スポーツ

- 生涯にわたるあらゆる機会と場所において、町民誰もが参加し親しめる「生涯学習」の視点を大切にし、学んだ知識や技術を適切に生かすことができる地域社会の実現をめざします。
- 図書館の蔵書については、資料利用の実績を踏まえた蔵書構成の見直しをはかりつつ、資料の整備を進めます。
- 優れた文化芸術鑑賞の機会確保をはかるとともに、文化団体の活動支援に努めます。
- 町民だれもが、体力や技術、目的などに応じて、いつでも、いつまでもスポーツ、軽運動に親しむことができる環境づくりを進めます。

### 4 交流

- 町民自らが企画立案した交流活動を支援し、魅力ある人づくりに努めます。
- 地域の活性化につながるよう、地元誘致可能な会議、大会などの情報収集に努めます。
- 町内合宿活動を支援することにより合宿数の拡充に努め、団体との交流を進めます。

## 第6節 とともに進めるまちづくり

### 1 住民参加・男女共同参画

- 住民一人ひとりが行政への関心を高め、まちづくりへの参加を促進するため、多様な手法による情報提供に努めます。
- 月刊広報紙をはじめとした広報活動の充実をはかるため、どんな情報を必要としているかなどのニーズ調査に努めます。
- 気軽に要望や意見が伝達されるよう、多様な広報広聴スタイルを推進します。
- 自治会主催の町政懇談会を積極的に推進します。
- 女性団体の自主的な活動を尊重するとともに、その活動を支援します。

### 2 コミュニティ

- 地域の課題を解決する協働のまちづくりをさらに推進するため、地域で解決する力、「地域力」の向上を促進します。
- 安全で安心な地域社会づくりのためには、自治会の活動と情報が不可欠なことから、地域の連帯意識の高揚に努めます。

### 3 行財政運営

- 限られた財源と人材の中で、コストと効果を検証し、アウトソーシングを検討します。
- 適時適切な組織、機構の見直しを進めます。
- 財政自律型の自治体運営をめざし、町税をはじめとする町収入金の確保に努めます。

### 4 広域連携

- 魅力ある地域づくりや地域の共通課題解決に向けて、近隣市町村などとの広域連携を進めます。





標茶町第4期総合計画



# Ⅲ 基本計画





# Ⅲ 基本計画

## 第1章 みどり豊かなまちづくり ● ● ● ● ● ● ● ●

### 第1節 自然環境の保全・利用

#### 《現状と課題》

本町の北半球には阿寒国立公園、南半球には釧路湿原国立公園が広がり、世界的にも誇りうる自然環境、自然景観を有するとともに、釧路湿原の中心部と湖沼は、水鳥などのための国際的に貴重な湿地としてラムサール条約の登録地となっており、次代に引きつがなければならぬ貴重な財産となっています。

阿寒国立公園では西別岳の登山、釧路湿原国立公園では塘路湖と釧路川のカヌーや自然観察会など、環境への負荷が少ないワイズユース（賢明な利用）がなされています。

釧路川、西別川、別寒辺牛川の豊かな水資源は、流域の産業や暮らしなどを支える基礎となっており、各河川の流域自治体等が連携し協議会を組織し、水質及び水辺環境の保全をはかるため、漁業者や流域住民などが協力して植樹活動などに取り組んでいます。

本町では、平成13年から5月を「森と川の月間」と設定し、町内クリーン作戦、河畔への植樹など、標茶高校生、企業、地域住民等が力をあわせ、自然環境の保全に努めており、今後も広がりのある取組が必要です。

また、平成17年には「自然の番人」を宣言し、自然を壊すポイ捨てを「しない・させない・許さない」の思想普及に取り組んでおり、今後も官民あげての普及啓発活動を進める必要があります。

#### 《施策の体系》

1. 自然環境の保全
2. 不法投棄対策の推進

#### 《展開方向》

##### 1. 自然環境の保全

- ①釧路湿原自然再生協議会の構成員として、再生事業の検証に努めます。
- ②自然公園の環境保全に努めるとともに、自然景観を堪能できるワイズユースをはかります。
- ③各河川の流域の市町村、漁業協同組合、流域住民などと協同し、河川環境の保全に積極的に努めます。
- ④「森と川の月間」関連事業への参加者の拡充を促進します。
- ⑤あるこっと（塘路湖エコミュージアムセンター）などと連携し、自然と触れあえる環境学習の機会の提供に努めます。

##### 2. 不法投棄対策の推進

- ①賛同企業の登録認定など、自然の番人宣言の思想普及と町内クリーン作戦などの実践に努めます。

## 第2節 地域景観

### 《現状と課題》

共同利用施設として地域の集会施設周辺は、町内会地域会との協働により維持管理が行われ、草刈や花壇整備などの環境美化は住民の手で行われています。

また、虹別市街、磯分内市街及び標茶市街をとる国道については、各町内会地域会と釧路開発建設部との連携によるボランティアサポートプログラム（植花活動）の実践により、沿道景観、車窓景観の美化向上がはかられています。しかし、会員の高齢化や減少により、活動実践者が減少傾向にあるとの悩みも寄せられており、負担感の少ない活動手法の検討が必要です。

住民主導による花いっぱい運動の先導者として「花いっぱいコスモス推進会議」では、開発センター前庭、JR標茶駅前の植花活動に取り組んでおり、観光ホスピタリティの向上にもつながっています。

一人からはじまるまちづくりとして、ガーデニングで道行く人の目を楽しませたり、自宅周辺の環境美化に取り組まれています。しかし、住民意識調査では、空き地の雑草の管理が不十分との結果もあり、景観や環境衛生の面からも検討が求められています。

本町の基幹産業である酪農が映し出す牧歌的な遠景は、映画のワンシーンをイメージさせる魅力的な風景となっています。住宅周辺の庭だけではなく、生産施設周辺の緑化など景観向上に取り組んでいる酪農家もあり、生産環境の保全とあわせ魅力ある農村景観を醸成していくことが求められています。

### 《施策の体系》

#### 1. 花いっぱい運動の推進

#### 2. 地域景観の整備

### 《展開方向》

#### 1. 花いっぱい運動の推進

- ①花いっぱい運動を推進するため、花いっぱいコスモス推進会議が主体となり、ガーデニング講習を推進します。
- ②町内会地域会、老人クラブ、職場、商店街などと連携し、うるおいのある美しいまちづくりをめざします。
- ③町内会地域会などが進める環境美化活動の支援に努めます。

#### 2. 地域景観の整備

- ①市街地の空き地雑草の対策については、町内会地域会や消防署などと検討を進めます。
- ②牧歌的風景をかもし出す酪農を生かし、経済活動と自然が調和した魅力ある農村景観づくりを促進します。

## 第3節 循環型社会の形成

### 《現状と課題》

本町の廃棄物の収集については、平成4年に分別収集を開始し、現状では6分類19品目に拡大し収集を行っています。平成18年に収集体制を町内全区域に拡大し、平成20年度の総資源化量は660t、リサイクル率は23.05%となり、最終処分場の埋立量累計は、当初計画の2分の1程度で推移しています。

レジ袋を有料化にしている商店などもあり、マイバッグを持参する方も増えておりますが、引き続きごみの減量化、分別による資源化の運動を住民や事業者とともに進め、「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に取り組んでいかなければなりません。

廃棄物処理施設については、クリーンセンター焼却施設主要部が数年後に耐用年数をむかえることから、一般廃棄物処理の方向性を見いだしていかなければなりません。

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量増加により、地球温暖化問題による異常気象や将来的な気候変動が危惧されており、少しでも化石燃料の使用を減らす省エネルギー型の生活スタイルが求められています。

### 《施策の体系》

1. ごみ減量運動の推進
2. 廃棄物の適正処理
3. 省エネルギーの推進

### 《展開方向》

#### 1. ごみ減量運動の推進

- ①混ぜればごみ、分ければ資源の啓発活動をはかり、家庭や事業者の主体的な取組を促進し、リサイクル率の向上に努めます。
- ②生ごみ減量に向けた堆肥化を促進するため、生ごみ処理機、コンポスターの購入支援に努めます。
- ③生ごみ減量化に向け、バイオマス（有機性資源）としての利活用の研究に努めます。
- ④廃棄物の発生抑制をはかるため、商工会や消費者団体と連携し、マイバッグの普及に努めます。

#### 2. 廃棄物の適正処理

- ①処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、財源、コスト及び効率性も含め処理体系の検討を進めます。

#### 3. 省エネルギーの推進

- ①町内会地域会が設置している防犯灯については、エコ電灯への切換えを促進します。
- ②小風力発電、太陽光発電、木質燃料及びバイオマスエネルギーの利活用について検討します。

## 第2章 健やかに暮らせるまちづくり ● ● ● ● ● ● ● ●

### 第1節 保健・医療

#### 《現状と課題》

健康推進の基本は自己管理ではありますが、自己努力を支える環境を整えることが重要な要素であり、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療などのため、保健事業の推進と身近に受けられるかかりつけ医（医療）が不可欠となっています。

町民だれもが不安なく生活し健康を保持でき、予防や治療を受けることができるよう総合健康診査や適正な予防接種事業を推進するとともに、町民一人ひとりが健康の増進を心がけ、主体的な健康づくりをはかるため、健康教育、健康相談、健康指導、栄養指導を推進する必要があります。

健康寿命を延ばすためには、健康への関心を高めることが必要不可欠となっています。健康への関心を高め、健康づくり意識の向上をはかるため、保健推進委員などの協力を得て「健康まつり」を開催していますが、今後は、内容の充実と地域でのミニ健康まつりの開催をめざしていかなければなりません。

安心な生活を送るためには、身近な地域医療の確保が必要不可欠となっています。現在の病院体制及び救急医療の確保、継続のためには、医師や看護師の確保が絶対条件であり、特に医師の確保については今後ますます難しい状況が予想され、国や北海道の動きに期待するところです。

標茶町立病院は、町内唯一の医療機関として、町民に信頼される病院経営と経営の健全化をはかる必要があります。

#### 《施策の体系》

1. 健康づくりの推進
2. 保健予防の充実
3. 地域医療の確保

#### 《展開方向》

##### 1. 健康づくりの推進

- ①自ら健康管理に関心をもち、生活習慣病の予防や食生活の改善など、健康相談や栄養指導などを受けやすい体制づくりに努めます。
- ②健康づくり専門員、生涯学習アドバイザー、健康づくり指導員の連携を一層強めるなかで、内臓脂肪型肥満予防や転倒予防などの健康づくり教室の取組を進めます。
- ③歯の健康づくりである「8020運動」（80歳で自分の歯を20本以上保つ）の推進に努めます。

##### 2. 保健予防の充実

- ①受診しやすい総合健康診査を推進し、疾病の早期発見をはかり、早期治療につなげます。
- ②感染症に対する新たな予防接種の充実に努めます。



#### 3. 地域医療の確保

- ①町立病院の医療従事者の確保に努め、医療体制を維持しつつ経営改革に努めます。
- ②小児科の常設化など、住民ニーズの多い専門医師の確保に努めます。
- ③病床数を含めた病床利用の効率化を進めるとともに、医療機器の計画的な更新に努めます。



## 第2節 地域福祉

### 《現状と課題》

全国の流れと同様に、本町においても少子化、高齢社会、地域人口の減少が進行し、単身高齢者世帯も実質370世帯程になり、さらに核家族化など世帯形態の変化などにより、家庭内福祉、地域内福祉も大きく変化してきています。

高齢者が増え、障がいのある方が施設から在宅に移行し、ニーズも多様化してきており、安否確認をはじめとして、福祉における地域で対応する力、「地域力」の向上が不可欠になっています。

住民のだれもが住みなれた地域で暮らしていけるよう、地域福祉の中核となる社会福祉協議会、町内会地域会と連携した地域福祉の担い手づくりに努める必要があります。

### 《施策の体系》

1. 地域福祉活動の促進
2. 人材の発掘
3. バリアフリーの推進

### 《展開方向》

#### 1. 地域福祉活動の促進

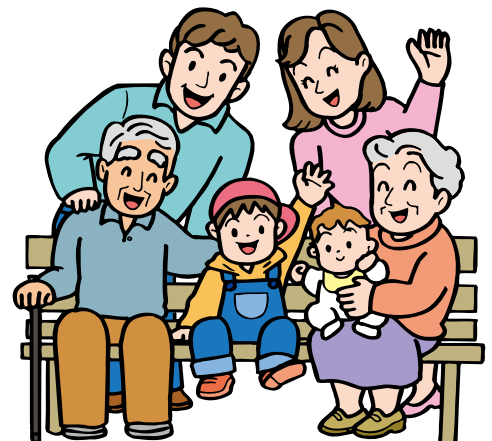
- ①地域福祉の中核である社会福祉協議会の主体的な活動の支援に努めます。
- ②地域内の要援護者の安否確認や災害時支援などを行うことができる体制の構築を促進します。

#### 2. 人材の発掘

- ①地域福祉の担い手やボランティアなどの人材確保をはかるため、「きっかけ」づくりに努めます。

#### 3. バリアフリーの推進

- ①高齢者や障がい者など、だれにでもやさしい公共施設の改善に努めます。
- ②高齢者や障がい者など、だれにでもやさしい施設づくりの促進に努めます。



## 第3節 高齢者福祉

### 《現状と課題》

本町の平成17年国勢調査による高齢化率は25.6%でしたが、平成22年3月末の住民基本台帳人口では28.5%と急速に高齢化が進んでおり、この計画の中間年度である平成27年には32%台に達し、住民の3人に1人が高齢者という超高齢社会になると推計されています。

このような状況の中、平成18年にふれあい交流センター内に「地域包括支援センター」を設置し、専門性を生かした支援活動とコーディネート活動を推進しています。今後は、「高齢者に関する相談はここ」とのPR活動を進めていかなければなりません。

高齢者の福祉、介護については、3年ごとに「高齢者保健福祉計画・介護保険計画」を策定し介護サービス事業の展開をはかってきましたが、居宅介護サービス供給体制、介護福祉施設の充実、民間との役割分担により進めていかなければなりません。

特別養護老人ホームの居室のあり方については、利用者負担、介護保険報酬などを勘案し、検討を進めていかなければなりません。

なお、軽費老人ホーム駒ヶ丘荘や敬老荘（単身老人住宅）については、要介護の入居者の割合が増えていることから、今後を見据えた施設のあり方の検討が必要です。

また、高齢者が生涯現役を目標に生きがいをもって生活できるよう、就労の支援や余暇活動の支援をはかる必要があります。

### 《施策の体系》

1. 支援体制の充実
2. 介護サービスの推進
3. 生きがいづくりの推進

### 《展開方向》

#### 1. 支援体制の充実

- ①地域包括支援センターの活動周知を進めながら、総合窓口として高齢者の生活支援に努めます。
- ②高齢者が介護を必要とせず、自立した在宅生活を送ることができるよう介護予防事業の推進をはかります。
- ③認知症高齢者やその家族が、外出時の不安を少しでも取り除けるようGPS機能付機器の貸し出し助成を進めます。



## 2. 介護サービスの推進

- ①特別養護老人ホームやすらぎ園の一部ユニット化などやショートステイの増床については、利用者負担、介護保険報酬などを考慮して導入をはかります。
- ②介護保険施設、老人福祉施設総体を勘案し、介護機能を有するケア付住宅等への転換や整備について検討を進めます。
- ③要介護者の増加に伴いニーズが見込まれる、居宅サービス供給体制の充実に努めます。

## 3. 生きがいつくりの推進

- ①高齢者の生きがいつくりをはかるため、高齢者事業団及び老人クラブ活動の支援に努めます。



## 第4節 障がい者福祉

### 《現状と課題》

障がい者（児）を取り巻く環境は、平成18年に施行された「障害者自立支援法」により大きく変化し、これまでの措置制度からサービスの契約制度へと変更され、身体、知的、精神の三障がい共通のサービス体系へ移行されました。

本町では、障がい者（児）施策の基本を示す「障がい者保健福祉計画」を策定するとともに、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターを開設し、各種施策の推進と相談支援体制の充実をはかってきました。

障がい者の就労の一助として開設されていましたが小規模授産施設「コスモス」については、就労継続支援事業所として法定事業所に移行し、社会福祉協議会と協議を続けていたグループホームは民間運営として開設され、安定運営に向け両施設の支援を行っています。

療育の観点から、乳幼児期における障がいの早期発見が必要なことから、標茶町子ども発達支援センターを核とした、さらなる相談、指導体制の充実に努める必要があります。

### 《施策の体系》

1. 早期支援と生活支援
2. 社会参加の促進

### 《展開方向》

1. 早期支援と生活支援

- ①子ども発達支援センターを核として、保健師、保育所、幼稚園、学校と専門機関などが連携し、障がいや発達の遅れの早期発見、早期療育をはかる支援を進めます。
- ②地域活動支援センターにおける相談体制と生活支援事業の充実に努めます。
- ③特定疾病や特定疾患の通院交通費や障がい者医療費の助成を行い、生活安定への寄与と経済支援に努めます。

2. 社会参加の促進

- ①障がい者の就労の場として就労継続支援B型事業所「しべちゃコスモス」の支援に努めるとともに、就業の場の確保に努めます。
- ②障がい者の交流の場でもあるスポーツ大会参加への支援に努めます。

## 第5節 社会福祉・社会保障

### 《現状と課題》

本町の福祉医療制度は、北海道の施策を基本に上乘せ給付を行い、特に乳幼児医療費も現物給付を実施するなど、町民の健康保持や経済的負担の軽減など、福祉の増進がはかられ、制度の継続が求められています。

本町の単身高齢者世帯は実質370世帯程となり、冬期の除雪に支障をきたしている世帯もあることから、生活の安全や救急対策として自宅周辺の除雪事業（福祉除雪）を継続していかねばなりません。

低所得者対策として、上下水道料金基本料の助成と暖房用灯油の助成（ほっとらいふ制度）を行っており、また、灯油高騰時には、緊急生活対策として生活保護世帯へも助成を実施しましたが、生活保護制度の柔軟な対応が望まれます。

国民皆保険制度として、地域型国民健康保険は医療保険の柱となっておりますが、生産年齢人口の減少、高齢者の増加、疾病構造の変化等による医療費の上昇などにより、保険事業会計運営は限界に近づきつつあり、一般会計からの支援（繰入金）により収支バランスを保っている状況です。

このため、自主財源の確保や負担の公平性から保険税の収納対策の強化と保健対策など、収支両面からの運営健全化に向けた取組を一層進めていく必要がありますし、被保険者負担と一般会計からの支援のあり方について、新たなルールづくりが求められています。

後期高齢者医療制度については、北海道の全市町村が加入する広域連合で運営されていますが、現在国（厚生労働省）において、現行制度の問題点の解消をはかり2012年までに新たな制度への移行が検討されており、その動向を注視しつつ、健康診査と健康づくりなど被保険者の利便をはかりながら北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の健全運営と円滑運営に努める必要があります。

また、移行される新たな制度概要の情報収集に努め、制度内容が確定次第速やかな周知と情報提供に努めなければなりません。

国民年金制度については、制度変更により年金保険料の納入通知及び収納業務が市町村の手から離れ、協力事務として、加入喪失手続き、減免申請、制度広報などが中心となっています。

平成22年1月に公的年金制度に対する信頼確保等を目的として、日本年金機構が発足しましたが、年金制度自体に変更はなく、老後の生活を支える「老齢年金」のみならず、「障害年金や遺族年金」といった万が一のときの生活を支える重要な社会保障制度となっています。

国民年金制度の理解不足や学生特例、減免の未申請などで、年金が受けられなくなるものがないよう、広報紙などを通じた制度周知、広報に努めていかなければなりません。

#### 《施策の体系》

1. 社会福祉の推進
2. 医療制度の円滑運営
3. 福祉医療制度の推進
4. 年金制度への協力

#### 《展開方向》

##### 1. 社会福祉の推進

- ①各地区の民生児童委員と連携を深め、友愛訪問などから真に除雪作業に困窮している世帯の把握をはかり、福祉除雪として支援に努めます。
- ②低所得世帯の経済的支援として、ほっとらいふ制度による上下水道料及び暖房用灯油の助成の継続に努めます。
- ③被災世帯の一時的な生活確保などをはかるため、災害見舞金の支給や仮住宅が必要な世帯への斡旋、提供に努めます。

##### 2. 医療制度の円滑運営

- ①国民健康保険税の現年度分、滞納繰越分の収納確保に努めるとともに、健康づくりや保健事業による医療費の抑制を促進し、国民健康保険事業の安定的な運営をめざします。また、保険税の適正賦課と一般会計からの支援についての新たなルールづくりを進めます。
- ②国民健康保険被保険者の入院医療費の支払いなど、一時的な経済負担緩和をはかるため、高額医療費相当分の貸付制度の継続に努めます。
- ③北海道後期高齢者医療広域連合と連携をはかりながら、広報紙などによる制度の周知と相談体制の充実に努めます。

##### 3. 福祉医療制度の推進

- ①北海道の補助対象を基本に医療給付事業の継続に努め、各保険者へ的高額医療費の代理請求事務を適切に進めます。

##### 4. 年金制度への協力

- ①日本年金機構釧路年金事務所との連携をはかりながら、年金制度の周知と啓発活動を行い、年金制度への理解と各届出、申請の促進に努めます。
- ②年金制度の事務については、協力体制の継続に努めます。





## 第3章 安心して暮らせるまちづくり ● ● ● ● ● ●

### 第1節 道路・交通・情報通信

#### 《現状と課題》

道路は、本町の生活・生産物流・観光、救急医療など、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、重要な役割を果たしています。

本町の行政区域内には、国道4路線、道道11路線が幹線交通ネットワークを形成しており、物流の基盤である釧路港の後背地として交通の要衝となっていますが、幹線として交通量の多い国道にも、五十石橋や塘路橋といった狭い橋梁があり、架け替えが期待されているところです。

町道については、508路線729.1kmという長大な延長となっておりますが、地域との協同による効率的、計画的な整備、維持管理を進める必要があります。

農村地域の生産道路についても、地域の実情や今後の農地の流動化などを見据えた計画的な整備が求められています。

市街地内の道路、歩道については、老朽化による二次改修を進めてきましたが、今後においても現地地点検を踏まえた計画的な改修を進める必要があります。

一方、橋梁については114橋を管理していますが、既存ストックを最大限活用する橋梁長寿命化計画に沿った修繕、維持管理に努める必要があります。

本町の公共交通は、JR釧網本線・民間バス（標津線代替輸送バス外1路線）・町有バスとなっておりますが、人口の減少、車社会の進展により利用者が減少傾向にあります。

しかし公共交通は、学生の通学、高齢者の通院など、移動手段として欠かすことのできないものであり、町民の高等教育の確保、標茶高校の学生確保の観点からも公共交通として運行の維持と利便性の向上が求められています。

また、住民アンケートでは、高齢者を中心に日常の交通や買物が不便との回答が比較的多く、その事由は近隣商店廃業の影響によるものと思われ、市街地内の移動手段の検討が必要になっています。

近年の情報通信技術の進展はめざましく、高度情報化社会と形容される時代に突入していますが、民間主体におけるサービス提供には都市部との著しい格差があります。

現在、民間による高速通信網が整備されている地域は、光ファイバー回線の標茶市街地、ADSL回線の虹別・塘路・磯分内の各市街地となっており、利用件数の関係でこれ以上の整備は期待できない状況であるため、郊外地区での未整備エリア解消に向け、公共による広域無線LAN整備が進められています。

昭和30年代後半からスタートした地上アナログカラー放送は、平成23年6月末で番組放送を停止することが決まっていますが、後継となる地上デジタル放送を受信できない、いわゆる「新たな難視聴」の地域、世帯の発生が見込まれており、北海道総合通信局、デジサポ道東、日本放送協会などと連携し、地上デジタル放送難視聴の解消をはかる必要があります。

#### 《施策の体系》

1. 幹線道路網の整備
2. 町道等の整備推進
3. 公共交通の確保
4. 高度情報化への対応
5. 情報通信基盤の整備

#### 《展開方向》

##### 1. 幹線道路網の整備

- ①地域高規格道路である釧路中標津道路（国道272号線）の早期完成と道東縦貫道路（標茶町～美幌町）の計画路線への昇格をめざします。
- ②狭い橋梁などの解消を要請していきます。

##### 2. 町道等の整備推進

- ①地域との協同により、効率的、計画的な整備を進めます。
- ②磯分内市街地の道路については、下水道整備事業と連携した再整備を進めます。
- ③冬期間における地吹雪や吹き溜まりによる交通障害の解消に向けた効率的な防雪柵の設置を研究します。
- ④道路除雪を委託できる業者の確保に努めます。

##### 3. 公共交通の確保

- ①J R 釧網本線の維持に努めるとともに、釧網本線利活用推進協議会による利用客増加の研究に努めます。また、利便性の高いダイヤ改正をめざします。
- ②民間バスについては、関係自治体と連携をはかりながら、効率的で利便性の高い路線運行の検討に努めます。
- ③町有バスについては、スクールバス路線との効率的な運行を研究し、沿線地域からのニーズを踏まえた路線選定と運行継続に努めます。
- ④高齢者などの移動手段確保をはかるため、標茶市街地内のコミュニティバス（地域密着型バス）の運行環境の検討を進めます。

##### 4. 高度情報化への対応

- ①町ホームページの充実に努め、移住などの情報としての不動産ネットワーク、官公庁オークション（競売）など、多様な情報の提供を進めます。
- ②行政手続きや事務の電子化を推進し、電子申請や情報提供のシステム化の充実に努めます。
- ③地籍調査事業を推進し、その成果データの有効活用をはかります。また、統合型GISシステムについては、適正な情報管理をはかりながら高度な事務処理を推進し、業務の効率化と住民サービス環境の向上に努めます。

##### 5. 情報通信基盤の整備

- ①広域無線LANの構築を進め、費用対効果を見据えながら高速通信利用環境の拡充に努めます。
- ②地上デジタル放送を受信できない、受信しづらい「新たな難視聴」世帯の解消に向けて、国や関係機関へ要請します。

## 第2節 都市計画・公園

### 《現状と課題》

標茶町の都市計画は、昭和29年に都市計画区域指定を受け、現在標茶市街地の638.1haが区域指定面積となっており、この区域内の41%（261.3ha）が用途地域に指定され、住居系が80.2%、工業系が16.5%、商業系が3.3%の分布となっています。

都市計画区域内の都市機能の充実と秩序ある都市的土地利用をはかるため、昭和61年から平成20年にかけて2地区（川東28.8ha、鉄東26.6ha）の土地区画整理事業を展開し、快適な居住環境の整備に努めてきました。

また、商業集積地としての駅前中央通は、開運橋の架け替え（平成19年2月1日開通）にあわせて、歩道、車道の改修及び照明灯の整備が進み、商店街利用者などにとってゆとりある空間が確保されました。

平成15年に、都市計画全体の将来のあるべき姿を明らかにし、都市づくりの課題と整備方針を定めた「標茶町都市計画マスタープラン」を策定しましたが、北海道マスタープラン等との整合や社会経済情勢の変化等もあり、見直しが必要となっています。

公園については、旭2号公園や富士公園（通称たこ公園）など再整備が進められましたが、一部の既存公園の老朽化等が進んでおり、地域や子育てグループの声を踏まえ、長寿命化をはかるための補修や再整備を進める必要があります。

また、河川敷の有効活用として、釧路川標茶緑地公園が整備され利用されていますが、開放的なパークゴルフ場、水辺の楽校プロジェクトとして親水護岸、スケート練習場の延長など再整備が進められ、一層の交流活動が期待されています。

### 《施策の体系》

1. 都市計画の推進
2. 都市公園等の整備推進

### 《展開方向》

#### 1. 都市計画の推進

- ①街路の未着手路線や未整備区間については、社会経済情勢の変化などにより再協議、再検討が必要なことから、「標茶町都市計画マスタープラン」の点検、見直しを進めます。
- ②都市計画区域内用途地域については、現行線引きを基本としつつ、著しい変革が必要なときは、適時適切な見直しに努めます。
- ③風雲橋については、構造上の問題により落橋の危険性があり、上水道配水管の移設後に撤去を進めます。なお、その後の整備については、課題の解消に努めます。
- ④うるおいのあるまちなみを形成するため、街路の緑化を進めるとともに、点検管理による交通視認性の確保に努めます。



## 2. 都市公園等の整備推進

- ①公園機能の長寿命化をはかるため、利用者の声を踏まえた遊具の補修や更新、再整備に努めます。
- ②河川敷活用の常盤、桜岡パークゴルフ場は、環境に配慮した適正な管理に努めます。
- ③地域コミュニティの交流の場となる農村公園については、地域の協力により維持管理を促進します。



## 第3節 上下水道

### 《現状と課題》

水道は、町民の生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインであり、安全な水を安定的に供給していくことが水道事業者の使命となっています。

本町の生活用水は、標茶市街地に供給する上水道をはじめとして、散在する集落と営農活動に水を供給する専用水道5施設、営農用水3施設、その他1施設が設置されています。

標茶市街地の上水道普及は、平成21年度において、給水区域内人口4,826人に対して4,574人と94.8%の給水率となっており、現状地下水のみの利用世帯があることから、上水道の利用促進をはかる必要があります。また、安定した上水道水源の確保をはかるため、新井戸の確保に努めたところではありますが、更新時期をむかえている配水管もあり、災害に強い給水体制確保をはかるため計画的な更新を進める必要があります。

事業経営については、適正な受益者負担により必要な財源を適切に確保し、今後も中長期的な視点に立脚した健全な経営をはかるとともに、安全で安心な飲用水の供給に努めなければなりません。

散在する集落と農家に供給する専用水道等については、機器更新を含めた計画的な維持管理が必要となることから、現在の専用水道を簡易水道施設へ計画変更を行い、国の補助メニューを活用した施設更新をはかる必要があります。

下水道施設などは、河川などの公共用水域の水質を保全し、衛生的な生活環境を確保するための重要な社会資本です。

本町の下水道は、昭和62年10月に標茶市街地区の供用が開始され、その後、区画整理事業と併行し、都市計画との整合性をはかりながら事業認可区域の拡大や全体計画の見直しを進めてきました。

平成10年度に虹別市街地区の農業集落排水事業に着手し、平成12年度には虹別終末処理場の供用が開始され、水洗化率は平成21年度末で93.5%となっています。

また、塘路地区においては特定環境保全公共下水道事業により整備着手し、平成18年度に塘路終末処理場の供用が開始され、水洗化率は平成21年度末で47%になっています。

さらに、平成21年度には磯分内地区においても特定環境保全公共下水道事業に着手しており、平成24年3月の磯分内終末処理場の供用開始に向け、整備を進めているところです。

公共用水域の保全などをはかるため、住宅の点在する区域については、集合処理以外の手法による整備の検討を進める必要がありますし、標茶終末処理場区域の処理人口が減少傾向にあるため、施設の有効利用として、老朽化しているし尿処理施設との連携について検討をはかる必要があります。

今後も下水道事業の円滑な推進を行っていくため、受益者分担金、負担金や使用料の収納確保に努め、適切な料金設定など健全な事業運営をはかっていくことが必要です。

#### 《施策の体系》

#### 1. 水道事業の推進

#### 2. 下水道の整備

#### 《展開方向》

#### 1. 水道事業の推進

- ①老朽化した配水管などの計画的な更新に努め、災害に強い安全で安定した飲用水の供給体制を強化します。
- ②地下水のみの利用世帯に対し、上水道の利用促進をはかります。
- ③中長期的な財政見通しのもとに、老朽施設の計画的な改修に努めます。
- ④上（下）水道使用料の収納確保と経費の縮減に努めるとともに、適正な受益者負担により必要財源を適切に確保し、健全な運営に努めます。
- ⑤専用水道施設については、簡易水道施設への変更手続きを進めます。

#### 2. 下水道の整備

- ①現在整備を進めている磯分内地区の下水道事業については、早期完成をめざします。
- ②整備済み地区の水洗化率向上をめざし、普及促進に努めます。
- ③処理人口が減少傾向にある標茶終末処理場の有効利用として、し尿・浄化槽汚泥の投入について、協議検討を進めます。
- ④整備済み下水道施設の適正管理と計画的な改修に努め、施設の延命化をはかります。
- ⑤使用料や負担金等の収入確保に努め、施設維持管理経費の縮減と受益に応じた適正な負担により、経営の健全化に努めます。





## 第4節 生活環境

### 《現状と課題》

本町のし尿処理は、昭和48年に川上郡衛生センターが稼働し、昭和62年には下水道処理が加わり、衛生的な処理と生活環境の向上がはかられてきました。

下水道の普及等により、川上郡衛生センターでのし尿処理量は平成21年度で2,593kℓ、平成11年度に比して73.8%まで減少し、下水道の進捗、人口の減少等により今後も減少することが見込まれており、今後は効率的な処理の方策と体制について検討を進める必要があります。

し尿、生活雑排水の集合処理が難しい住宅点在地域については、公共用水域の保全及び快適、衛生的な生活環境の確保をはかる上で、効率的で低コストな汚水処理システムの普及が必要となっています。

富士見台火葬場については、昭和49年に受入れを開始し、これまで耐火レンガの交換や台車の補修などを行ってきましたが、耐震診断の結果を踏まえ改築を進める必要があります。

墓地については、霊園が1ヶ所、第1種墓地が3ヶ所、第2種墓地が10ヶ所あり、直営管理及び墓地管理組合への委託管理となっています。今後も適正な管理に努めなければなりません。

本町の畜犬登録数は900頭弱で推移していますが、畜犬の登録、狂犬病予防注射接種の徹底をはからなければなりません。また、散歩時の糞の放置やリードを放しての散歩なども散見され、飼育者に対して適切な飼育の指導と働きかけが必要となっています。

野生大麻については、これまでも除去に努めてきましたが、毎年大量に自生し撲滅には至っていません。大麻による犯罪の未然防止をはかる上でも、保健所、関係機関、地域会との連携のもと監視、除去活動を進めていく必要があります。

### 《施策の体系》

#### 1. 生活環境の向上等

#### 2. 畜犬・野犬等の管理

### 《展開方向》

#### 1. 生活環境の向上等

- ①将来のし尿投入量予測をもとに、効率的な処理の方策、体制について検討を進めます。
- ②合併処理浄化槽の計画的な設置促進をはかります。
- ③火葬場については、耐震診断の結果を踏まえ改築を進めます。
- ④野生大麻については、関係機関等と連携し、定期的な除去を進めます。

#### 2. 畜犬・野犬等の管理

- ①畜犬の登録、狂犬病予防注射接種の徹底を促進します。
- ②糞の処理、散歩時のルールなど、飼育者に対して督励、指導を進めます。
- ③野犬掃討を継続し、野犬の捕獲に努めます。
- ④猫などの適正飼育の督励に努めます。

## 第5節 住宅

### 《現状と課題》

平成17年の国勢調査による本町の住宅状況は、普通世帯総数3,375世帯のうち、持ち家が2,156世帯（63.9%）、公営借家が473世帯（14.0%）、民間借家が355世帯（10.5%）となり、平成12年の調査と比較すると民間借家が71世帯、2.1ポイント増加しており、若者向け民間賃貸住宅の供給増によるものと思われます。

一般住宅の建築確認申請件数の推移をみると、平成12年から平成16年までの平均が23.2件、平成17年から平成21年までが15.2件と減少傾向が続いていますが、町内業者による不動産仲介事業への進出もあり、土地取引の活性化が期待されるところです。

また、二地域居住や移住者向けに不動産ネットワーク（町ホームページ）を開設し空き地、空き家の情報を発信しており、今後も最新の情報発信に努めていく必要があります。

公共賃貸住宅は、平成21年度末で公営住宅451戸、改良住宅30戸、従業員住宅24戸の総戸数505戸を建設管理していますが、平成元年からの桜団地建替事業においては、当初計画の203戸から需要に基づき156戸の建設に修正しました。

平成20年度から麻生団地建替事業に着手していますが、今後は、現在策定中の「公営住宅等長寿命化計画」に基づく、耐用年数を越えた老朽住宅の建替えと既存住宅の改修をはかる必要があります。

また、住生活の安定と確保及び向上をはかることを目的とする住生活基本法による「標茶町住生活基本計画」の策定が検討課題となっています。

### 《施策の体系》

1. 土地情報等の発信
2. 公営住宅の整備

### 《展開方向》

1. 土地情報等の発信

- ①不動産ネットワークによる最新の情報提供に努めます。
- ②町有地の売り払い情報の発信に努めます。
- ③郊外地域への移住希望等については、地域との相互理解による媒介に努めます。
- ④住居表示事業については、地域要望を踏まえ検討します。

2. 公営住宅の整備

- ①標茶町住生活基本計画の策定を検討します。
- ②麻生団地建替事業を推進します。
- ③公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な整備と管理をはかります。

## 第6節 交通安全・防災・消防

### 《現状と課題》

本町における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、死亡事故と隣り合わせの重大事故の発生や、高齢者の方の交通事故や交通被害の増加があるなど、楽観視できる環境ではありません。

本町で発生する交通事故は、観光シーズンをむかえる初夏から輸送繁忙期の晩秋までにその大半を占めることから、6期50日による期別の交通安全運動などを関係機関、団体、町内会地域会と全町を挙げた取組を進めてきたところであり、悲惨な交通事故を「限りなくゼロ」に近づけるよう、今後も一層の取組強化が必要となっています。

安全で平穏な日常生活が確保された社会の発展は、町民誰もが望むものです。

標茶町生活安全条例の理念のもと、警察をはじめ防犯協会、町内会地域会と連携した犯罪の発生未然防止の活動に取り組んでいます。また、ペットの散歩を兼ねた「ワンワンパトロール隊」や地域会活動として「子ども見守り隊」が行われており、児童の登下校時などの活動が期待されています。

本町には、標茶、塘路、磯分内の3地域に警察官駐在所が設置されていますが、磯分内駐在所については、交流人口が増加している虹別地区も管轄区域となっていることから駐在所の増設要望があり、関係機関に要請を行ってきたところです。

地震や風水害などの災害時には、まず自分の安全を自ら守り、次に地域で行動し、最後に行政と一緒に行動することが基本となります。災害発生時の初期活動として、高齢者世帯や障がい者などの要援護者の安否確認や避難誘導など、平時からその体制を構築しておくことが重要であり、町内会地域会の自主防災組織の設立と改良を加えた地域防災訓練実施への支援が必要となっています。

また、昭和56年5月以前に建設された公共施設の耐震診断と耐震改修を進めていますが、施設の構造上耐震度が基準以上にならない施設については、その役目の代替施設の可能性を検証し、解体か改築かの検討を進めなければなりません。

町民の命と財産を守る第一線は消防組織ですが、救命には早期の応急手当が有効なことから、救命救急講習の実施や学校、公共施設への計画的なAEDの配置を行ってきたところです。

電波法の改正により、現在の消防救急アナログ方式無線は平成28年6月以降使用できなくなるため、今後のデジタル化への対応を進める必要があります。

町民の皆さんが、生涯にわたって安全で安心な生活を送ることができるよう、防火意識の高揚をはかりながら、火事・救急・災害に迅速に対応できる消防、救急体制の近代化と高度化に努める必要があります。

#### 《施策の体系》

1. 交通安全の推進
2. 防犯活動の促進
3. 防災対策の推進
4. 消防・救急体制の整備

#### 《展開方向》

##### 1. 交通安全の推進

- ①交通安全教室や街頭啓発等により、交通ルールやマナーの普及促進に努めます。
- ②指導車などによる街宣活動、広報啓発活動をはかり、交通安全思想の高揚に努めます。
- ③横断歩道や信号機など、交通安全施設の設置を関係機関に要請していきます。

##### 2. 防犯活動の促進

- ①地域安全ニュースやパンフレット等により、地域安全意識の高揚に努めます。
- ②町内会地域会が整備する防犯灯設置費を助成します。
- ③警察官駐在所の増設を関係機関に要請していきます。
- ④警察署、防犯協会、町内会地域会、事業所、行政の連携を密にし、犯罪の未然防止に努めます。

##### 3. 防災対策の推進

- ①自主防災組織の設立を促進し、災害弱者の対応を含めた地域防災訓練実施の支援に努めます。
- ②緊急地震速報等の伝達として、全国瞬時警戒システム（J-ALERT）の適正管理に努めます。
- ③災害に備えた防災井戸、防災資機材及び食料備蓄品の管理と補充に努めます。
- ④公共施設の耐震診断、耐震改修を進めるとともに、役場庁舎の耐震化について検討を進めます。
- ⑤局所的な集中豪雨などによる普通河川の災害リスクを減らすため、流下阻害の点検、管理に努めます。

##### 4. 消防・救急体制の整備

- ①消防車両や消防装備、救急車両の計画的な整備、更新に努めます。
- ②消防救急無線のデジタル化については、北海道消防救急無線広域化・共同化整備計画を踏まえながら協議、検討を進めます。
- ③消防団員の確保に努め、消防団活性化の促進に努めます。
- ④初期消火や早期避難をはかるため、住宅用火災警報器の設置を促進します。
- ⑤適切な応急手当技術の向上に向けて、救命救急講習を実施します。
- ⑥救急救命士の技術向上のため、気管挿管研修、薬剤投与研修に派遣します。
- ⑦道東ドクターヘリの広域連携による救急体制の継続に努めます。



## 第7節 消費生活

### 《現状と課題》

規制緩和や高度情報化などにより、多種多様な商品やサービスが提供され販売方法も多様化し利便性が向上した反面、取引に伴うトラブルも複雑化するなど、消費者を取り巻く経済環境は大きく変化しています。また、振り込め詐欺や架空請求詐欺などの未遂や事件が発生するなど、社会環境も変化しています。

このような状況の中、平成17年8月に「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を設立し、情報共有や啓発活動に取り組んできたところです。

多様化、専門化する消費者相談へ指導助言する道立消費生活センター釧路相談所が平成18年3月に廃止され、平成20年3月には北海道消費生活相談推進員の廃止方針が示されたため、管内町村が連携し、釧路市に相談事務の一部を委託する形で消費者相談体制の構築をはかってきました。

今後においても、消費者相談への適切なアドバイスや消費者の安全と利益を守る活動を推進していく必要があります。

### 《施策の体系》

1. 賢い消費者の育成
2. 消費者保護の推進

### 《展開方向》

#### 1. 賢い消費者の育成

- ① 広報紙に「生活豆知識」を掲載し、消費者の安全と利益を守る情報提供に努めます。
- ② ごみ減量化やリサイクル、マイバッグの持参など、環境にやさしい消費者活動を促進します。
- ③ 各種活動を行っている消費者協会の支援に努めます。

#### 2. 消費者保護の推進

- ① 消費者被害防止等生活安全ネットワークを通じた、消費者被害防止のための啓発活動に努めます。
- ② 釧路市消費生活相談センターと連携をはかりながら、消費者相談解決に向けた適切なアドバイスに努めます。



## 第4章 活気あふれるまちづくり ● ● ● ● ● ● ● ●

### 第1節 農業

#### 《現状と課題》

本町の農業は、昭和31年に「釧路内陸集約酪農地域」の指定を機に、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

町内の生乳生産の総量は、平成8年以降160,000 tを超え、1戸当たり生産乳量は平成13年の414 tから平成20年には500 t台に達し、経営規模の拡大と施設の大規模化が進んでいます。

しかしながら、最近の農業を取り巻く情勢は大きな変革期を迎えており、平成21年12月には農地法等の改正により、所有から有効利用へと農地に対する概念が転換され、平成22年3月には中長期的に取り組むべき政府方針を定める新しい「食料・農業・農村基本計画」が策定され、これまでの農政を抜本的に転換し、戸別所得保障制度の導入、食料自給率の50%への向上、農林業・農山村と第2次産業、第3次産業を融合連携させることにより、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出する農業農村の6次産業化、食品の安全性の向上と消費者の信頼確保などの施策体系が示され、本町が選択してきた土地基盤に立脚した草地型畜産は、より重要な役割を果すことが期待されています

一方、本町では後継者不足や経営主の高齢化等の労働問題や担い手問題が深刻化するとともに、極めて短期間による規模拡大、設備投資のための負債等による経営の悪化などから離農が進み、平成13年には402戸あった搾乳農家は平成20年には327戸になり、今後も引き続き減少していくものと見込まれます。また、こうした中で、離農跡地を受け入れてきた中核農家にも規模拡大の限界が近づきつつあり、立地、土壌条件が悪い農地を中心に、今後の遊休農地化が懸念されるようになってきました。

また、自由貿易体制の中で、生産コストの低い輸入製品との競合の脅威にさらされています。このような農業構造の中で、魅力ある足腰の強い農業経営と地域づくりのためには、担い手対策、環境と調和した農村環境の向上、安心安全の産品づくりにかかすことのできない家畜疾病予防対策や衛生管理対策、農業経営の充実強化、農業生産基盤の整備強化、農地流動化の促進、次世代農業者の育成と確保、農業の多面的機能の確保、地場産品の創出などを進める必要があります。

さらに、中山間地域等直接支払交付金事業の効果的な事業展開、農地・水・環境保全向上対策交付金事業での一般住民を巻き込んだ活動による地域のつながりの強化など、施策の一層の推進をはかる必要があります。

また、関係機関、団体等で構成する標茶町農業振興会議において、時代に即応した農業振興策について検討し、効率的かつ安定的な経営の育成について、各関係機関、団体がそれぞれの機能に応じた役割分担により、責任ある取り組みを行っていくことが求められています。

## 《施策の体系》

1. 担い手の育成
2. 環境と調和した農業の推進
3. 農業支援システムの充実
4. 安全安心な産品づくり
5. 多様な生産活動の推進
6. 農業生産基盤の整備
7. 農業応援体制の確立

## 《展開方向》

### 1. 担い手の育成

- ①農場リース事業の活用とあわせ、農業経営継承事業を推進し新規就農者の誘致をはかるとともに、社会要請にあった新規就農者支援制度を検討します。
- ②農業後継者や新規就農をめざす者に対し、専門的な知識や技術の習得及び広い視野をもった優れた経営者としての成長をはかるため、農学ゼミナールの開校を継続します。
- ③未婚後継者のパートナー対策として、標茶町ニューホーム推進協議会による効果的な取組の推進に努めます。
- ④本町酪農経営の大半を占める家族経営をより強固にするため、家族全員が意欲とやりがいをもって経営に参画できるよう、家族経営協定（家族間のルール）の締結を促進します。

### 2. 環境と調和した農業の推進

- ①河川をはじめとした水質環境の保全をはかるため、循環型農業を推進します。
- ②パーラー排水など牛舎関連施設からの排水対策の推進に努めます。
- ③ふん尿スラリー施用時の臭気対策について研究します。
- ④河畔林など、農地と河川の緩衝帯整備の研究に努めます。
- ⑤家畜ふん尿や林地残材等のバイオマス資源の利用について研究に努めます。

### 3. 農業支援システムの充実

- ①働き手の傷病など、緊急時の確実な労働力補完をはかるため、酪農ヘルパー制度の安定的運営の促進に努めます。
- ②分散する農地を集約するため交換分合事業を引き続き推進する一方、個別経営の労働力の軽減と効率化による生産性の向上をはかるため、草地管理、自給飼料の共同調製及びTMR（粗飼料と穀物飼料などを組み合わせた混合飼料）の調整、宅配を行うシステムづくり（センター化）を農業協同組合とともに研究、検討を進めます。
- ③ほ育、育成部門の分離による労働時間の軽減と優良後継牛の育成をはかるため、公共牧場の利用促進に努めるとともに、公共牧場としての将来のあり方について研究を進めます。



#### 4. 安心安全な産品づくり

- ①効率的な経営と産品の高品質化をはかるため、乳牛検定データの積極的な活用を促進します。
- ②口蹄疫をはじめとした家畜疾病を予防し、または蔓延を防ぐため家畜自衛防疫の体制整備を推進するとともに、家畜飼養者に対する啓蒙強化に取り組みます。

#### 5. 多様な生産活動の推進

- ①広大な土地資源を活用し、観光産業と連携した体験メニューの創出をめざします。
- ②生乳や肉などの1次産品を活用して6次産業化（加工や販売及び多産業との融合）をめざす生産者、団体の支援に努めます。
- ③既存機能の活用と検証を行いつつ、1次産品の加工研究、開発の促進に努めます。
- ④酪農畜産業を中心とした産業構造について、他産業波及型経済による域内循環向上の可能性の研究に努めます。
- ⑤地球温暖化の影響に伴う農作物の産地北上、栽培適地の変化も予想されていることから、将来的に作付け可能な農作物の研究に努めます。

#### 6. 農業生産基盤の整備

- ①草地の改良、整備や農業生産関連施設、道路交通網など、生産基盤の整備については関係機関との連携のもと、効率的かつ効果的に推進します。
- ②エゾシカの食害による農業被害の減少をはかるため、北海道や隣接町村と連携した適正な駆除に努めます。
- ③エゾシカ駆除の担い手確保をはかるため、産業ぐるみ、地域ぐるみで担い手の育成に努めます。
- ④農業振興をはかるべき優良な農用地を保全しつつ、社会要請を見据えた柔軟な土地利用をはかるため関係部局との連携を密にし、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画による農用地区域の見直しを進めます。

#### 7. 農業応援体制の確立

- ①本町農業のよき理解者を増やすとともに、生産者の誇りと責任を醸成し喚起をはかるため、地産牛乳を学校給食等に提供できる仕組みづくりを農業協同組合と進めます。
- ②牛乳消費拡大、地産地消運動の推進をはかるため、学校給食への地産製品の活用を推進します。



## 第2節 林業

### 《現状と課題》

本町の行政面積の約54% (58,973ha) を占める森林面積のうち、約49% (28,711ha) が人工林となっています。

町有林の過半を占めるカラマツは、これまで長伐期齢化を進め、そのうちの多くが第3期総合計画期間中に主伐期をむかえるため、当該計画においてもカラマツ材の有効利用促進が盛り込まれましたが、一時的に間伐材の輸出梱包材等の原材料として価格の上昇をみせたものの、町内での有効活用についての機運は盛り上がりませんでした。

町有林のカラマツ人工林については、皆伐施業は行わず、列状に抜き伐りし樹下植栽を行う複層林施業を実施するとともに、釧路川・西別川・別寒辺牛川の中上流域にあたる「まち」として、流域における森林のもつ公益的機能を最大限発揮させるべく、広葉樹を植樹する混交林化を積極的に進めてきたところです。

一方、町内の私有林については、森林組合が主体となり所有者に森林施業計画への参画及び長期施業委託の締結を働きかけるなど計画的な森林施業を行うとともに、伐採跡地への造林を実施するなど、未立木地の抑制に努めてきました。

ロシアの原木丸太輸出関税の引き上げや中国など新興国の急速な経済発展に伴う世界的木材需要の増加により、外材の先行きは不透明さを増しており、輸入木材の代替としてカラマツの需要は高まりつつある一方、本町における森林施業は集約化の遅れなどから生産性が低く、森林経営への関心低下を招く要因となっています。

近年には、地球温暖化防止対策として、温室効果ガス吸収源としての森林整備の重要性が広く認知され事業メニュー等の措置が拡充されてきていますが、木材価格は2008年の世界的不況以降低迷しており、末端の需要増加（いわゆる川下対策）に向けた対策が必要となっています。

このような中、建築物に木を使うことにより、森を育て、林業の再生を図ることを目的とした「公共建築物等木材利用促進法」が制定され、さらなる木材利用に取り組むとともに、カラマツ材の有効利用策とあわせ、町内における地材地消の推進を検討していかなければなりませんし、採材方法や必要量など地元木材工場の需要の的確な把握に努め、安定的な木材供給をはかることが必要です。

また、森林組合をはじめとする林業事業体における施業プランナー（企画提案技術者）育成など組織の強化をはかるとともに、小規模分散化する間伐等の施業の集約及び作業路網の計画的な整備や高性能林業機械の導入による森林施業の集約化をより一層促進していく必要があります。

しかし、木材価格の長期低迷や相続取得などが原因による森林施業に関心の薄い森林所有者は増加傾向にあり、伐採跡地がそのまま放置されることが懸念されることから、森林組合との連携を通じ、伐採に係る情報の共有化をはかる対策が今後も必要となっています。

近年、道東地域のエゾシカ生息数の急増により、農林業被害、特に林業では苗木の食害、樹木への角こすりなど広葉樹植栽木に対する被害が顕著であり、その対策も喫緊の課題となっています。

#### 《施策の体系》

1. 森林の整備
2. 森林施業の合理化
3. 森林資源の活用

#### 《展開方向》

##### 1. 森林の整備

- ①町有林の造林、除間伐などの保育を適正な年度計画により実施します。
- ②適正な資源構成をはかるため、町有林カラマツの長伐期齢化と複層林施業に努めます。
- ③森林組合と連携し、森林所有者に対し適正な伐採施業と伐採跡地の造林の奨励に努めます。
- ④適正施業の企画提案や施業の共同化など、森林組合の機能が発揮できるよう必要な支援に努めます。
- ⑤エゾシカの食害などによる森林被害の減少をはかるため、北海道や隣接町村と連携した適正な駆除に努めます。
- ⑥エゾシカ駆除の担い手確保をはかるため、産業ぐるみ、地域ぐるみで担い手の育成に努めます。

##### 2. 森林施業の合理化

- ①森林の適正管理と施業の効率化をはかるため、計画的な作業路網の整備に努めます。
- ②私有林整備作業コストの低減をはかるため、施業の共同化、集約化を奨励するとともに、高性能林業機械の導入促進に努めます。

##### 3. 森林資源の活用

- ①公共施設などの適所へ木材利用をはかり、ぬくもりのある施設づくりを推進します。
- ②カラマツの有効利用とあわせ地材地消運動を提唱し、林業の活性化につながるよう、森林組合、建築業団体等との協議に努めます。





## 第3節 水産業

### 《現状と課題》

本町の水産業である内水面漁業は、塘路湖・シラルトロ湖・シュワンベツ川で営まれています。

塘路湖等では、主要魚種として塘路漁業協同組合によるワカサギ漁が行われており、資源の増殖、漁獲の安定をはかるためふ化放流事業に努めています。

ワカサギは、漁獲から加工、卸売り（販売）にいたる一貫生産体制により町内外に出荷され、釧路湿原国立公園をイメージする「まち」の特産品のひとつとして定着しており、今後も資源の増殖、保全に対し支援を行っていく必要があります。

また、塘路湖等では、冬期結氷した湖上でワカサギの遊魚も行われ、集客増に向けた観光分野との連携も検討が必要です。

シュワンベツ川では、成長が早く大型となるドナルドソントラウトの養殖業が営まれ、様々な名称により飲食店で提供されており、その需要は高まっています。

本町の水産業は、森林をはじめとした恵まれた自然環境がもたらす豊富な水資源により成り立っています。植樹や森林の保全、河川環境の保全や適正な農業活動など、その対策を促進しつつ、漁業者と地域住民が連携協力し、水質の保全に努める必要があります。

### 《施策の体系》

#### 1. 育てる水産業の推進

#### 2. 資源の活用

### 《展開方向》

#### 1. 育てる水産業の推進

- ①資源増殖をはかるため、ふ化放流事業等の支援に努めます。
- ②漁業者をはじめ、住民による河川環境の保全活動を促進します。

#### 2. 資源の活用

- ①観光分野との連携により、遊魚などの環境づくりに努めます。
- ②地場産品として、ワカサギのふるさと給食への提供を検討します。



## 第4節 商工業

### 《現状と課題》

本町の商業は、売上高の減少や後継者不足、町外の大型店や量販店への消費購買の流出、人口の減少などにより、商店数、販売額ともに減少傾向にあります。

また、通信販売や町外からの宅配システム、インターネット店舗からの購買など、消費活動の多様化もその一因と考えられます。

近年は、国道391号線沿いに中型店舗の出店などもあり、既存商業集積地であるJR標茶駅前商店街の賑わいが薄れつつあります。

このような状況の中、地元消費購買意欲を高めるため、どんぐりスタンプ会による買物還元や独自の催事が自助努力により継続されており、商工会が発行するプレミアム付地域商品券への支援、空き店舗等へのチャレンジ起業の助成を行ってきました。

商店街にぎわい事業として、標茶高校との連携による「うまいもん発見市場」の開催、LEDイルミネーション及び植栽プランターの設置などを行っていますが、今後についても、にぎわいと魅力がある商店街づくりをめざしていかなければなりません。

また、高齢社会における消費者ニーズを小売商業者のチャンスと捉え、地域密着型の共同の取り組みが必要となっています。

本町の工業は、製造業において全体的に中小企業の規模となっていますが、磯分内の乳製品加工場がその主体となり、工場まつりを開催するなど地域コミュニティの形成にも貢献しています。

また、農業機械販売修理業など、基幹産業である酪農関連事業所が多く立地している状況にあります。

本町には、生乳やカラマツなど、地域資源が豊富にあります。しかしながら、この資源を有効に活用した付加価値の高い加工品、製品が製造されているとは言い難く、同業種や異業種が結びついた地域産業の創出の検討が必要です。

また、土木建設業等は、公共投資の縮減の影響を受けるなど、北海道においてもソフトランディング対策が打ちだされています。地域の中で多様な役割を担う土木建設業等継続のためにも、生産性の向上と他分野や新分野への進出などの経営革新に向けた取組が求められています。

本町の商工業者のほとんどが中小企業であり、自立した経営の促進をはかるため、借入資金の保証料及び一部資金の利子に対する支援を行っていますが、中小企業の振興をはかるためには、企業自らの努力をはじめ、町民・団体・行政・事業所が「協働のまちづくり」のもと、地域循環型の経済を強く意識し、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

## 《施策の体系》

1. 商店街の活性化
2. 中小企業の振興
3. 起業の創出

## 《展開方向》

### 1. 商店街の活性化

- ①通りに面した商店が連携しホスピタリティの向上に努め、寄りたくなる、歩きたくなる商店街づくりを促進します。
- ②消費拡大の促進やにぎわいづくりのイベントなどの商店街活動の支援に努めます。
- ③商店街の活性化をめざし、空き店舗の貸し手と借り手のマッチングがはかれるよう店舗情報の発信について商工会と検討を進めます。
- ④高齢化社会が求める消費者ニーズに対応できるよう、商工会を中心としてサービスの拡充を検討します。

### 2. 中小企業の振興

- ①中小企業の経営相談や経営指導などを行う商工会の運営支援に努めます。
- ②経営の安定化や設備の近代化などに要する資金の円滑な調達をはかるため、振興融資制度の充実に商工会や金融機関と連携して取り組み、その資金融資に要する保証料の支援に努めます。
- ③公共施設で実施する町内業者の即売会や展示会、相談会などの支援に努めます。
- ④地域内循環率を高める民間投資の促進に努めます。
- ⑤町月刊広報紙での広告宣伝費を、低廉な料金で企業を支援します。
- ⑥行政や行政関連の報奨副賞などは、地域商品券の使用を継続します。

### 3. 起業の創出

- ①空き店舗の活用など、起業にチャレンジする町民を支援します。
- ②地域資源を活用した起業のための調査研究や取組を促進するとともに、その支援に努めます。
- ③第2工業団地の造成を検討します。





## 第5節 観光

### 《現状と課題》

本町の観光振興は、南側に位置する釧路湿原国立公園の塘路湖、シラルトロ湖、コッタロ湿原と、北東側に位置する地平線の見える大牧場多和平、虹別オートキャンプ場、阿寒国立公園の西別岳を中心に基盤整備がはかられてきました。

平成17年に知床が世界自然遺産に登録され、東北海道における観光客の入り込み数は一時的に増加したものの、本町においてはこの登録による顕著な有益影響を感じることはできないうままその効果も薄れつつあり、平成21年度の観光客入り込み数は、経済状況の低迷や新型インフルエンザ情報の影響などにより15万人を割り込む状況となりました。

近年の国内旅行形態は、景勝地などを周遊する「見る観光」から、旅行雑誌やインターネットの情報を活用した自然体験・学び・食・健康増進などの「目的観光」に移行しつつあり、その規模も個人や少人数のグループが主体となっています。

本町においては、2つの国立公園内でのワイズユースとして、塘路湖や釧路川のカヌー、西別岳の軽登山が目的観光に代表されますが、平成20年に弟子屈町の硫黄山関連として郷土館が近代化産業遺産として登録され、「学び」の誘客が期待されるところです。

また、第1次産業を主とする地域において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型のグリーンツーリズムとして、虹別オートキャンプ場がメニュー開発に取り組んでおり、新たな分野として成長が期待されます。

このことから、観光客のニーズに応え、観光分野を経済と結びつけるため、地域資源を活用した特色ある観光メニューや体験プログラムの発掘と開発が求められています。

さらに、旅行雑誌やインターネットなどによる戦略的な情報提供に努める必要があります。

一方、海外からの旅行者については、中国映画の影響や中国における査証発給条件の緩和により、中国系観光客が道東地域を訪れている状況にあり、東アジア諸国を中心とした来道外国人観光客への環境整備も必要であります。

なお、観光分野の個別計画として、「標茶町観光振興推進計画」を平成元年に策定していますが、時代に即した計画となるよう見直し作業が必要です。



## 《施策の体系》

1. 観光基盤・資源の保全
2. 観光情報の発信
3. 受け入れ体制の強化
4. 各産業との連携

## 《展開方向》

### 1. 観光基盤・資源の保全

- ①本町の観光振興の土台である豊かな自然と癒やし効果を保持するため、観光基盤の適切な整備と観光資源の保全に努めます。
- ②地域の自然や地場産業関連など、観光資源として埋没している地域の宝発掘に努めます。
- ③花や木が観光資源のメインとなるか、その可能性を追求します。
- ④新たな標茶町観光振興推進計画を策定します。

### 2. 観光情報の発信

- ①観光情報誌への情報提供と観光協会ホームページの内容充実を促進します。
- ②観光パンフレットについては、内容の更新と少ページへの精査をはかり、町内施設やJ R、レンタカー会社などへの配置に努めます。
- ③地域の観光や地場産品の情報発信が効果的なイベントを研究します。
- ④札幌などにおける情報発信イベントへの参加を継続しつつ、新たな発信場所、発信ステージの研究に努めます。

### 3. 受け入れ体制の強化

- ①宿泊施設や飲食店などに英語や中国語の指差し手帳を常備し、観光ホスピタリティの向上に努めます。
- ②まち全体で、自分たちの町を訪ねていただいた感謝の気持ち、一期一会の視点に立ったおもてなしの心の醸成に努めます。
- ③J R北海道の企画商品である「釧路湿原ノロッコ号・S L冬の湿原号」の運行継続を要望するとともに、地域での受け入れ態勢の強化充実を促進します。
- ④観光協会を中心として、町内宿泊施設での地場産品の利用を促進します。
- ⑤観光産業やその関連事業者などで組織する観光協会の運営支援に努めます。

### 4. 各産業との連携

- ①観光協会や産業団体との連携により、観光と産業の結びつきを強め、観光産業と経済の活性化を促進します。
- ②観光協会や産業団体との連携により、特色ある観光メニューや体験プログラムの発掘と開発を促進します。
- ③目的観光の「食」を意識するため、話題性のある「ご当地グルメ」コンテストの開催をはかります。

## 第6節 雇用

### 《現状と課題》

長引く厳しい経済状況の下で、民間投資の減少や経営規模の縮小、国や地方の公共事業の縮減などにより、廃業、リストラによる失職や雇用期間の短縮、求人数の減少傾向が続いており、今後も厳しい状況が予想されます。

また、町外における大型店や量販店の進出などによる消費購買の流出も町内雇用環境に少なからず影響を及ぼしています。

本町内における従業員数では、建設業への従事割合が高い（平成17年国勢調査10.7%・502名）ことから季節労働者も多く、冬期に離職を余儀なくされる不安定な状況にありますが、冬期雇用対策事業や緊急雇用対策事業を展開し、冬期間等の生活安定に努めてきました。今後についても、単独公共事業の早期発注などに努め、早期就労に結びつける必要があります。

このような状況の中、町内異業種の内発的起業化やサテライトオフィス誘致による新規雇用、北海道一村一雇用おこし支援事業の導入などによる雇用の拡充などもはかられています。

一方、標茶高校の卒業者の多くが自分の可能性や就業の場を求め町外に流出しており、地元における雇用機会の拡大と職種の多様性が求められています。

また、企業・事業所の求人と求職の条件が合わない雇用のアンマッチの状況も一部潜在化しているところです。

地元で働きたい、親元に帰って働きたいと意欲を持つ町民やUターン希望者の就業を支援するため、地域企業の活性化や地域特性を生かした新たな起業の創出、サテライトオフィスなどの誘致を促進する必要があります。

### 《施策の体系》

#### 1. 雇用環境の安定化

#### 2. 就業の支援

### 《展開方向》

#### 1. 雇用環境の安定化

①雇用機会の拡大をめざし、建設業等の多角経営化、新たな起業化や企業立地を促進するため、支援策の拡充を検討します。

②季節労働者の離職期間の生活安定等をはかるため、冬期雇用対策事業の継続実施と、公共事業の早期発注に努めます。

#### 2. 就業等の支援

①ハローワークと連携し、求人情報の提供充実に努めます。

②釧路地域通年雇用促進協議会と連携し、通年雇用化を促進する支援事業を実施します。

③勤労者等に対する生活安定資金貸付制度の周知広報に努めます。

④商工会等と協力し、地域別最低賃金制度や休暇制度などの周知に努めます。



## 第5章 笑顔あふれるまちづくり ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

### 第1節 子育て支援・児童福祉

#### 《現状と課題》

本町では、子育てを地域社会全体で支援する重要性に着眼し、その基軸を保育所においていましたが、個人の価値観の多様化や家庭を取り巻く環境の変化により、子どもと子育てを取り巻く環境も大きく変化してきたことから、平成15年に子育て支援センターを設置し、その拠点を移行するとともに、ことばの教室もセンター内に移設、改称し、通所個別指導、巡回相談や専門療育指導などを行ってきました。

また、保育所や幼稚園で保育サービスを受けていない子育て家庭を対象に、子育て支援センターでの「子育てサロン」・幼稚園での「わんぱく」・保育所での「集いの広場」などを展開し、子育て方法の体験や子育ての精神的支援を行っています。

本町の児童福祉施設として、常設保育所5箇所の運営とへき地保育所3箇所を開設し、0歳児保育や障がい児保育を実施していますが、就労している母親等のニーズに対応できる保育サービスの拡充を進めていく必要があります。また、今後も少子化により入園児の減少が予想されることから、幼保一体化の検討を進める必要があります。

小学校低学年児の放課後対策として、学童保育所5箇所を開設し運営を父母会に委託していますが、今後においても内容の充実と自主的な運営を支援する必要があります。

#### 《施策の体系》

1. 子育て環境の整備
2. 子育て支援の充実
3. 児童福祉等の充実

#### 《展開方向》

##### 1. 子育て環境の整備

- ①保育ニーズに応える保育サービスの充実をはかるとともに、幼保一体化の検討を進めます。
- ②子ども見守り隊など、地域会の主体的な運動を促進します
- ③育児サークルの主体的な活動を促進するとともに、子育て世代同士の交流の促進に努めます。

##### 2. 子育て支援の充実

- ①気軽に子育て相談ができるよう、乳児家庭全戸訪問の実施に努めます。
- ②病児、病後児や保護者の疾病時の預かりなどを実施する、ファミリーサポートセンターの組織化を進めます。
- ③経済的に子育てを支援する子育て応援チケット（みるくっく券）を継続します。

##### 3. 児童福祉等の充実

- ①父母会による学童保育所の自主的な運営の支援に努めます。
- ②就学障がい児のふれんどタイム事業を継続します。
- ③乳幼児医療やひとり親家庭医療など、福祉医療制度の拡充に努めます。

## 第2節 学校教育

### 《現状と課題》

本町の町立幼稚園は、1クラス定員35名の2クラスで4歳児と5歳児が就園していますが、少子化の影響と標茶市街地内の保育所との関係から、定員70名に対して就園率が50%前後で推移しています。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼稚園での教育と集団生活などは、心身の健やかな成長を促すとともに、コミュニケーション力が育成される重要な時間でもあります。そのため、幼児の望ましい心身の発達を促す幼児教育や家庭教育の充実を進めていくことが求められており、保護者アンケートでは、より集団での生活、給食の提供などを望む声が多くあることから、幼保一体化を視野に入れた環境整備の検討を進める必要があります。

本町の小中学校は、小学校9校、中学校が7校設置され、そのうち4校が小中併置校となっています。平成21年5月の児童生徒数は、小学生438名、中学生221名で、10年前に比較して、小学生で216名、中学生では172名が減少し、今後も少子化等の影響が予想されます。こうしたことから、児童生徒数の推移を見据え、学校規模の適正化による教育効果の向上をはかるため、児童、生徒の立場に立った学級、学校の編成などを進めなければなりません。学校の統廃合については、地域住民の十分な理解と協力のもとに進める必要があります。

平成18年の教育基本法の改正につづき、学校教育法をはじめとする教育関連三法の改正を背景に、学習指導要領が改訂され、平成23年度からは小学校、中学校においては平成24年度から完全移行されます。新しい学習指導要領においても「生きる力」の理念は継承され、子どもたちに「確かな学力・豊かな心・健康な体」をバランスよく育成することが引き続き求められています。

また、小学校の学習指導要領では、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標に新たに外国語活動が位置づけられ、指導体制を整えていくとともに、ALT（外国語指導助手）事業を継続し、指導の充実に努めなければなりません。

平成19年から特別支援教育がスタートし、障がいの程度に応じた教育から、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた教育への転換が求められており、その教育的ニーズを把握した適切な支援をはかる必要があります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、食育を進めるうえで大きな役割が求められています。また、食の安全がより求められている今日、食材の厳選と徹底した衛生管理を進めるとともに、管内の地場産品の活用による地産地消と地域産業についての学習機会の提供に努める必要があります。

教育施設面では、より安全で快適な教育環境づくりを進めるため、校舎や屋内運動場の耐震改修を進めるとともに、老朽化が進んでいる学校給食共同調理場や教員住宅、スクールバスなどは、計画的な整備、更新を進めていく必要があります。

本町の高等教育には、平成12年に総合学科に転科した北海道標茶高等学校がありますが、少子化等の影響により現在3間口となっており、農業の準拠点校及び総合学科としての役割を果たすためにも、間口維持の環境づくりに努める必要があります。

## 《施策の体系》

1. 幼児教育の推進
2. 教育活動の充実
3. 教育環境の向上
4. 高等教育の確保

## 《展開方向》

### 1. 幼児教育の推進

- ①教育教材については、安全性の確保を大前提に計画的整備を進めるとともに、教育内容の充実に努めます。
- ②保護者アンケート等を踏まえながら、幼保一体化を視野に入れた環境整備の検討を進めます。

### 2. 教育活動の充実

- ①家庭における生活習慣の確立をはかるため、「早ね・早おき・朝ごはん」の運動を一層押し進めます。
- ②むし歯予防に効果の高い洗口等の導入を検討します。
- ③町立図書館と連携し、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化を促進します。
- ④教員の質の向上を図るため、各種研修会や講座への参加を促し、より広い視野、視点から自己を高められるよう支援に努めます。
- ⑤特別支援教育については、校内支援体制の充実に努め、障がいのある児童生徒の状況を的確に把握し、適切な指導を行うとともに、障がいのない子どもとの交流や共同学習を一層押し進めます。
- ⑥新しい学習指導要領により中学校の武道活動が位置づけられており、各学校と連携した円滑な導入に努めます。

### 3. 教育環境の向上

- ①教育効果の向上をはかるため、児童生徒の立場に立った学級、学校の編成を進めます。
- ②情報化社会における情報活用能力を育成するため、高速なインターネット通信環境の整備を進めます。
- ③安全で快適な教育環境を確保するため、校舎等の耐震化を進めます。
- ④スクールバスの安全運行に努めるとともに、計画的な車両の更新に努めます。
- ⑤安全で安心な給食を提供するとともに、老朽化した学校給食共同調理場の改築を検討します。

### 4. 高等教育の確保

- ①総合学科の特性を最大限に活かせるよう、生徒確保の支援に努めます。
- ②教育振興会をつうじ、地域と一体となった実践教育の支援に努めます。

## 第3節 生涯学習・芸術文化・スポーツ

### 《現状と課題》

近年の社会環境は、国際化や高度情報化がさらに進展し、子どもから高齢者まで比較的容易に必要な情報を取得できるようになりましたが、町民が生涯にわたり潤いのある充実した生活を営んでいくためには、人と交わりながら心豊かで生きがいを実感できる社会生活の実現が求められています。

本町の社会教育活動は、中央公民館をはじめとする6つの公民館が中心となり、さまざまな施設等を活用し、地域課題やライフステージに応じた教室、講座の開催による学習機会の提供や個々の自主的な学習活動に対する支援を行ってきました。

今後についても、地域住民の学習ニーズの把握に努めるとともに、健康や環境などの分野についても公民館活動として広げ、誰もが気軽に学び、参加できる環境を整えることが必要です。

本町の文科系社会教育認定団体は131団体を数え、団体の主体的で活発な活動が展開されており、その活動の助長をはかるため施設使用の支援を行っています。

人々の生活意識や価値観の多様化が進み、ゆとりや潤いといった心の豊かさを求め、文化への関心、期待が高まってきているなか、今後においても、「笑い・感動・喜び」をもたらす講演会やミニコンサートなどの開催支援、社会教育団体活動の移動のための支援、普段接することが少ない文化芸術鑑賞の機会を提供する文化バスの運行などを継続する必要があります。

また、本町には、縄文をはじめとする先史・古代の遺跡、先住時代の史跡・先住民族であるアイヌ民族の精神性豊かな文化、開拓に係る資料など、郷土の歴史を知るうえで欠くことのできない有形無形の文化遺産が存在します。これらの遺産は、町民の財産として大切に保存し、次世代に引き継いでいかなければなりませんし、アイヌ文化の保存、伝承に努める必要があります。

世界共通の文化の一つであるスポーツは、人生をより豊かにし、生きがいのある生活を営むうえで大きな役割を果たしており、体力の向上やストレスの発散などとあわせ、生活習慣病の予防など健康の保持増進に寄与するものです。

本町のスポーツ施設等は、屋内、屋外をあわせ、年齢性別に関係なく「いつでも・いつまでも」気軽にスポーツ、軽運動に親しむことができるよう環境整備を進めてきました。また、施設の有効利用として、町内8つの学校屋内体育館で夜間を中心に開放事業が行われ、地域住民の活動の場となっています。

多くの住民がスポーツに親しみ、実践するには「きっかけ」が必要です。体育指導委員、体育協会や各公民館と連携し、入門講座や講習会などの「きっかけ」づくりを進めるとともに、スポーツや軽運動などを通しての健康づくりを促進する必要があります。

今後においては、充足、充実した施設の計画的な改修と定期的な整備に努めるとともに、利用者数が減少してきている地域施設の効率的なあり方の検討を進める必要があります。



## 《施策の体系》

1. 生涯学習活動の促進
2. 芸術文化活動の促進
3. 文化財等の保存
4. スポーツの振興
5. 生涯スポーツの促進

## 《展開方向》

### 1. 生涯学習活動の促進

- ①公民館を中心に、気軽に学び、参加できる学習機会の確保に努めます。
- ②生涯学習アドバイザーの活発な活動を進めるとともに、あらゆる分野の優れた人材の発掘をはかり、学習分野の拡充に努めます。
- ③個人学習の拠点である図書館の蔵書については、読みたい資料、読ませたい資料のバランスを踏まえ、資料整備を進めます。
- ④生涯学習としての青少年教育については、「しべちゃアドベンチャースクール」の体験と交流を通じて、豊かな人間性を育み、自立心の向上をはかるとともに、高校生スタッフのリーダー養成に資するよう取組を進めます。
- ⑤標茶町民憲章の普及に努めるとともに、その理念に基づいた活動を促進します。

### 2. 芸術文化活動の促進

- ①社会教育認定団体等の自主的な活動を助長し、その支援に努めます。
- ②管内広域連携等により、子どもたちへの文化芸術鑑賞の機会確保に努めるとともに、文化バスの運行による鑑賞機会の拡充に努めます。

### 3. 文化財等の保存

- ①収蔵している郷土資料については、保存に努めるとともに、本町の歴史や文化を広く学習できるように移動展示を検討します。
- ②本町指定の文化財や天然記念物については、その広報と周知をはかり、理解と協力を得ながら保全に努めます。
- ③本町指定の有形文化財及び近代産業遺産である郷土館については、その歴史的価値、遺産価値を損なわないような適切な管理を進めます。

### 4. スポーツの振興

- ①スポーツ実践の場である各施設については、適切な管理に努めます。
- ②競技者やスポーツ団体などが、その上位大会へ参加する場合の支援に努めます。
- ③体育協会や各スポーツ団体の主体的な活動を促進します。
- ④練習成果を発揮する場として、各団体と連携協力した大会の開催に努めます。

### 5. 生涯スポーツの促進

- ①公民館事業と連携した、体を動かす「きっかけ」づくりを進めます。
- ②入門講座やルール説明会など、ニュースポーツの普及に努めます。
- ③利用者数が減少している地域施設については、その効率的なあり方の検討を進めます。



## 第4節 交流

### 《現状と課題》

さまざまな交流活動は、多様な文化や人間性に触れ、感性が磨かれ、ひとづくりと地域の賑わい及び活性化につながる役割を果たしています。

本町では、姉妹都市や友好都市の提携は結んでおりませんが、行政や民間団体それぞれのレベルにおいて産業、社会教育、スポーツなどの分野で交流活動が進められてきています。

ここ10年では、実業団や大学、高校のスポーツ合宿・高校生修学旅行・シマフクロウの森づくり植樹祭・ライオンズ少年野球大会・全道高校駅伝・全国高校生自然環境サミットなどで、多くの方が本町を訪れています。

特に、スポーツ合宿では、陸上長距離走やスケート競技の選手たちの宿泊日数も多くなっており、町内への経済波及効果は多大なものがあります。

また、スポーツ教室の開催による選手との交流や指導により、地元子どもたちの技術力の向上や指導者の育成につながっています。今後においても標茶町振興施設等誘致推進員を通じた合宿誘致活動を積極的に展開する必要があります。

まちづくりはひとづくりからとの原点から、交流や視察研修に要する経費の支援を行っていますが、活用は減少傾向にあります。活動のリーダーや組織の育成などを図るうえでも交流活動を促進する必要があります。

本町には、豊富な温泉やコンベンションホールういず、武道館や農業者トレーニングセンターなどがあります。町内宿泊のキャパシティーの問題もありますが、行政や民間団体において、地域の活性化につながる地元誘致可能な会議、大会などの情報収集に努める必要があります。

### 《施策の体系》

1. 合宿誘致の推進
2. 地域間交流等の推進
3. 異文化との接触

### 《展開方向》

#### 1. 合宿誘致の推進

- ①振興施設等誘致推進員等を中心とした合宿誘致活動を推進します。
- ②町内合宿支援事業の拡充を検討します。

#### 2. 地域間交流等の推進

- ①滞在時間の増加や交流人口の増加をはかるため、町外で開催される観光物産展や誘致企業の出身地域のイベントなどへの参加を推進します。
- ②ふるさと会活動を側面的に支援し、交流に努めます。
- ③見る・知る・交わるを原点とするひとづくりを促進し、その支援に努めます。
- ④誘致可能な会議等の情報収集を積極的に進めます。

#### 3. 異文化との接触

- ①身近な国際交流として、A L Tを活用した交流活動を推進します。

## 第6章 ともに進めるまちづくり

### 第1節 住民参加・男女共同参画

#### 《現状と課題》

まちづくりの主役は、このまちに住む住民一人ひとりです。

まちづくりは、住民・地域・行政が一体となり、自助・共助・公助の基本バランスによる、それぞれの役割を取り組むことで前進します。

そのためには、まず、自分の住む地域、自分の住むまちを知ることからはじまり、少しずつでもまちづくり意識を育むことが必要です。

財政事情も含むまちの状況を知り、住民総参加のまちづくりを進めるためには、広報と広聴をより充実させることが重要となり、月刊広報しべちゃ・公民館だより・農業委員会だより・郷土館だより（広報紙に包含）・議会だより・町ホームページにより、行政情報の提供と共有に努めてきました。

一方、広聴体制については、地域主催の町政懇談会・ミニ懇談会・説明会・町ホームページ・町民アンケート・まちづくりポスト・審議会委員会などにより、住民や団体の声、意見の把握に努めてきました。

また、各審議会や委員会については、団体推薦の委員が多い状況ですが、極力公募枠の確保に努めてきたところです。

今後においては、男女共同参画推進をめざし、女性の参画と女性が参加しやすい環境づくりの検討を進める必要があります。

近年は、女性の社会参加も増えており、男女の性別にかかわらず、全ての個人があらゆる場においてそれぞれの個性と能力を発揮できる社会が求められています。

#### 《施策の体系》

##### 1. 広報広聴活動の推進

##### 2. 男女共同参画の促進

#### 《展開方向》

##### 1. 広報広聴活動の推進

- ①住民参加型の広報紙をめざし、自己PRにはならない投稿写真や投稿記事の募集と掲載を検討します。
- ②住民がどんな情報を必要としているかニーズ調査に努めます。
- ③地域の小グループなどの要請により、疑問等に答える「出前講座」に職員を派遣し、相互理解に努めます。
- ④まちづくりポストを継続するとともに、町政懇談会の自主的開催を奨励します。
- ⑤住民からの意見等募集である、パブリックコメントを制度化します。
- ⑥町ホームページのよりリアルタイム化と充実努めます。

##### 2. 男女共同参画の促進

- ①審議会や委員会委員への女性の参画を進めます。
- ②女性団体の主体的な活動を促進し、その支援に努めます。

## 第2節 コミュニティ

### 《現状と課題》

近年の少子化、年々進む高齢社会の中で、町内会地域会の果たす役割はますます大きくなっています。

町内会だよりの発行や通学時などの子どもたちの見守り、一人暮らし高齢者の安否確認など、自主的な住民自治活動が行われていますが、郊外の地域では、離農などによる組織戸数の減少や高齢化により葬祭の執り行ないに苦慮している状況もあります。

現在、本町には39の町内会地域会がありますが、コミュニティ活動の拠点となるコミュニティハウスの建設等の助成（平成21年3月末で休止）、環境美化や周辺整備事業、防犯灯の設置維持事業に支援を行ってきましたが、今後も地域活動を助長するためにも地域振興補助や自治会振興補助を継続する必要があります。

また、町内会地域会の連合体である町内会・地域会連絡協議会では、連絡調整、情報交換、交流、研修など、町内会地域会相互の刺激となる活動を行っており、今後も主体的な活動が期待されるところです。

それぞれの地域にはそれぞれの課題があり、その解決に向け相談等がありますが、行政の力には限りがあります。災害対応や地域福祉、環境保全や美化などの分野の課題を解決に導くためには、「地域の力」が必要であり、求められています。

個人や町内会地域会と行政の相互理解から、自助・共助・公助の基本バランスによる役割分担、協働のまちづくりを進めるためには、町内会地域会活動が不可欠となっています。

### 《施策の体系》

1. コミュニティ活動の促進
2. 社会福祉団体との連携
3. 協働の推進

### 《展開方向》

#### 1. コミュニティ活動の促進

- ①防災や地域福祉の主体となる地域活動の支援に努めます。
- ②町内会地域会が取り組む地域振興事業等の支援に努めます。
- ③町内会・地域会連絡協議会の主体的な活動を促進します。

#### 2. 社会福祉団体との連携

- ①超高齢社会を見据え、町内会地域会と社会福祉協議会の連携強化を促進します。

#### 3. 協働の推進

- ①協働のまちづくりのパートナーとして、自主的な町内会地域会活動を尊重します。
- ②自主的な住民自治を尊重しつつ、コミュニティ住区のあり方を町内会・地域会連絡協議会とともに研究、検討を進めます。

## 第3節 行財政運営

### 《現状と課題》

国と地方の関係を見直しした地方分権一括法の施行による機関委任事務の廃止、道州制を展望した国主導による市町村合併や地域主権型社会をめざす事務権限の移譲など、基礎的自治体である市町村の強化の取組が推進されてきましたが、一番の根底にある財源の移譲は全く進んでいない状況です。

本町においては、中短期的に見込まれる厳しい財政環境の中でも、的確な行政サービスを継続していくため、平成15年に「標茶町行政改革大綱」を全面的に見直し、時代の流れにあった事務事業の見直しや行財政運営の効率化に取り組んできました。

本町の組織は、町長部局をはじめ263名（平成22年4月1日現在）の正職員数となっており、10年前の85%程の規模となっております。また、平成20年度普通会計人件費は14億4千9百万円で、平成12年度の20億1千百万円から5億6千2百万円の削減となっております。

組織機構は、これまでも時代の要請や状況に応じた見直しを行ってきましたが、新たな課題や住民ニーズに即応した行政サービスができるよう、限られた人材で、より信頼され、より簡素で効率的な組織機構を求めていかなければなりません。

協働のまちづくりを推進するため、その根本となる行政情報の提供と共有化に努めてきましたが、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報利用が著しく拡大し、プライバシー情報の適正な取扱いが必要となりました。

そのため、平成17年に個人情報保護条例を全面改正し、個人情報の適正管理の強化とより厳格な運用に努めてきたところです。

本町の財政規模は、平成20年度普通会計決算額では、歳入97億973万円、歳出96億1,630万円となり、その推移はピーク時の平成10年度から徐々に減少しています。これは、骨太の方針2002、いわゆる「三位一体の改革」による地方交付税の削減が大きな要因となっており、国の急な方向転換によりほとんどの地方自治体は非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。

歳入総額に占める町税の割合は、9.8%（9億5,284万円）となっており、平成10年度に比して3.2ポイント上昇していますが、金額では3,400万円程度の増にとどまっています。また、依存財源の占める割合は、ここ数年60%台後半で推移し、依然として高い水準となっています。

地方債償還の公債費は、平成16年度をピークに徐々に減少していますが、必ず支出しなければならない固定費の割合を示す経常収支比率は88.1%となり、平成10年度に比して11ポイント上昇しており、財政硬直化傾向が強まっています。

財政の健全化に関する法律による財政4指標については、実質赤字及び連結実質赤字は発生しておらず、実質公債費比率は16.2%、将来負担比率は95.9%と早期健全化基準には達していませんが、今後も堅実な財政運営が必要です。

行財政改革等により、地元発注、地元購入に意を配しながら経費削減に努めていますが、より効率的、効果的な財政運営を求めながら、一般財源の要である町税の確保、地方債の繰上償還や基金の効率的活用などをはかり、健全な財政運営、自治体運営に努めなければなりません。



#### 《施策の体系》

1. 行政改革の推進
2. 行政サービスの充実
3. 健全財政の推進
4. 収入金の確保

#### 《展開方向》

##### 1. 行政改革の推進

- ①標茶町行政改革大綱実施計画の着実な実施を進めます。
- ②行政責任に留意しつつ、民間との役割分担による民間活力の適切な活用をはかります。
- ③専門研修や企画立案研修などによる職員の資質向上をはかるとともに、事務の進め方を点検評価する力、柔軟に対応できる力を育みます。
- ④行政評価のフォローアップを進め、行政評価手法の研究を進めます。

##### 2. 行政サービスの充実

- ①現員の範囲で対応が可能で、住民が直接便利と感じとれる事務権限については、移譲の要望を進めます。
- ②住民サービスの向上をめざし、時代の流れに対応した組織、機構の見直しに努めます。
- ③行政サービスの窓口については、ワンストップ方式など、サービスの充実に努めます。

##### 3. 健全財政の推進

- ①事業選択にあたり、少しでも有利な補助メニューの検索に努めます。
- ②後年次の負担が過重にならないよう、社会資本の改修、修繕計画の平準化に努めます。
- ③わかりやすい例えを使用した、わかりやすい財政情報の提供に努めます。
- ④町有財産の評価などを進め、新たな公会計としてバランスシートの作成、公開を進めます。

##### 4. 収入金の確保

- ①町税をはじめとする町収入金については、滞納繰越を発生させない早目の手当てに努めます。
- ②誠意のない悪質と認められる滞納者については、毅然とした処分を進めます。
- ③遊休財産の有効活用を研究します。



## 第4節 広域連携

### 《現状と課題》

昭和40年代半ばから、専門的・広域的な行政課題に対応するため、近隣町村との連携が求められ、昭和45年からし尿処理に関する事務の広域行政がスタートしました。その後も、高度化・多様化する行政課題に対応するため、管内、管外へと連携が広がり、平成22年4月現在では、法定として「川上郡衛生処理組合」「釧路北部消防事務組合」「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」などが展開され、任意協議会としては、「標津線代替輸送連絡調整協議会」「釧路川水質保全協議会」などの活動が推進されています。

国が主導し、北海道が進めた合併特例法の下での市町村合併によるまちづくりについては、職員レベルで「釧路東部四町合併問題等研究会」を組織し、市町村合併のメリット・デメリットを研究し、報告書の作成とダイジェスト版の全戸配付を行ってきました。

また、釧路町村会においては、活力に満ちた産業づくりビジョンを策定し、地域づくり広域プロジェクトとして、「ふるさと給食」「釧路空港線花いっぱい事業」や「昆布を使用したアイデアコンテスト」などを展開してきました。

釧路広域市町村圏事務組合が解散し、その基金事業を引き継いだ「釧路地域活性化協議会」による、観光振興、物産振興に特化した広域連携事業が平成22年度からスタートし、中国上海万博の北海道の日にあわせた事業が展開され、以後の事業展開も含め、その効果と浸透が期待されるところです。

総務省が市町村合併から転換した定住自立圏構想については、生活機能の確保と強化やネットワークの強化など、管内中心市との協定について先行例の検証も含め、調査研究を進めていく必要があります。

### 《施策の体系》

1. 広域行政の推進
2. 広域連携事業の推進

### 《展開方向》

#### 1. 広域行政の推進

- ①消防に関する事務やし尿処理に関する事務など、共同処理の円滑な運営の推進に努めるとともに、廃棄物の処理に関する事務など、新たな共同処理化の業務について調査、研究を進めます。

#### 2. 広域連携事業の推進

- ①釧路町村会として進める地域づくり広域プロジェクトの推進をはかります。
- ②釧路地域活性化協議会事業については、地域の実情に応じた展開を促進します。
- ③定住自立圏構想による管内中心市との連携協定については、協議を進めます。
- ④管内広域連携事業として、24時間体制による電話子ども健康相談システムの構築に努めます。



標茶町第4期総合計画



資料編



## ●●●●● 標茶町総合計画審議会答申書 ●●●●●

平成23年5月25日

標茶町長 池田裕二様

標茶町総合計画審議会  
会長 三好英雄

標茶町第4期総合計画（案）について（答申）

本審議会は、平成22年10月26日付け標企財第240号を持って諮問のありました標茶町第4期総合計画（案）について審議した結果、次の意見を付して答申いたします。

### 記

#### 1. 序論及び基本構想に関すること

標茶町のまちづくりの基本や方向については、おおむね適当であると認めますが、将来人口については、本町として取り得る施策を総動員し全町民によるまちづくりを推し進め、全町民の夢と希望を込め、それに相応する想定人口として、8,000人程度との記述が必要と考えます。

#### 2. 基本計画に関すること

施策の体系及び展開方向については、おおむね妥当であるとの結論を得ましたが、本計画を実効あるものとしていくためには、役場総体として住民と、積極的な関わりを持ちながら情報を発信し、コミュニティを中心とした協働のまちづくり、そして特色のあるまちづくりを進めていかなければなりません。そのためにも、町内会・地域会と連携する体制を構築するとともに、各種団体との情報の共有化を推進し地場産品の開発に努めるなど、本町の活性化を図る取組みを望みます。

また、総合計画策定に際し、各種アンケート調査や各種団体などからの貴重な意見、提案を受けた中でまとめられていますが、各分野別の計画策定を進める場合についても、当該計画の基礎となる世代や団体の意見を広く聞く場を設けるよう望みます。

## 《標茶町総合計画審議会委員名簿（平成23年6月末現在）》

会 長	元標茶町議会議長	三 好 英 雄
副会長	前標茶町教育委員	加 茂 政 志
委 員	標茶町商工会副会長	藤 原 利 洋
//	標茶町農業協同組合参事	藤 川 榮 二
//	標茶町社会福祉協議会副会長	常 田 久 清
//	連合標茶地区連合会特別執行委員	鈴 木 一 幸
//	標茶町町内会地域会連絡協議会会長	山 澤 嘉 禮
//	標茶町女性団体連絡協議会副委員長	前 島 三代子
//	標茶消費者協会副会長	松 井 ヌキ子
//	道外出身花嫁の会ナラの木会会員	國 井 由起子



## ● ● ● ● ● 標茶町総合計画策定経過 ● ● ● ● ●

年 月 日		内 容
20年	8月25日	第1回総合計画策定本部会議
	9月4日	第1回総合計画審議会
	9月26日	第1回総合計画策定委員会
	9月26日～12月26日	標茶町第3期総合計画達成度調査実施
	11月1日	広報11月号「グラフで見るしべちゃ①人口」掲載
	12月1日	広報12月号「グラフで見るしべちゃ②財政」掲載
	3月1日	広報3月号「グラフで見るしべちゃ③農業」掲載
21年	4月1日	広報4月号「町民アンケート募集」折り込み
	6月16日～7月31日	「住民意識調査」実施（住民基本台帳より18歳以上1,000人抽出）
		「高校生アンケート調査」実施（標茶高校生全校生徒対象）
	10月1日～10月8日	意向調査団体把握調査実施
	11月4日	懇談会「久著呂地域会」（参加者6名）
	11月5日	懇談会「虹別連合振興会」（参加者10名）
	11月9日	懇談会「標茶周辺地域会」（参加者2名）
	11月12日	懇談会「常盤町内会」（参加者8名）
	11月13日	懇談会「開運町内会」（参加者19名）
	11月16日	懇談会「磯分内連合振興会」（参加者37名）
	11月18日	懇談会「塘路振興会・シラルト口湖畔町内会」（参加者21名）
	11月20日	懇談会「阿歴内地域振興会」（参加者8名）
		懇談会「弥栄地域振興会」（参加者3名）
		懇談会「麻生町内会」（参加者12名）
	11月24日	懇談会「桜町内会」（参加者7名）
11月26日	懇談会「川上町内会・川上公住親交会」（参加者13名）	
11月30日	懇談会「中御卒別振興会・上御卒別地域会」（参加者9名）	

年 月 日		内 容
21年	12月16日	懇談会「商工会」(参加者20名)
		懇談会「旭町内会・富士町内会」(参加者11名)
	12月28日	第2回総合計画策定本部会議
	2月2日	第2回総合計画審議会
22年	5月18日～6月10日	標茶町第4期総合計画策定に係る事業等調査の実施
	6月21日	第3回総合計画策定本部会議
	7月7日	第3回総合計画審議会
	7月28日	第4回総合計画審議会 (欠席者多数のため非成立、懇談会として開催)
	9月9日	第4回総合計画審議会
	9月22日	第2回総合計画策定委員会
	10月6日	第4回総合計画策定本部会議
	10月26日	標茶町第4期総合計画(案)について、町長から総合計画審議会へ正式諮問
		第5回総合計画審議会
	10月28日	第1回調査特別委員会(議会)
	11月19日	第2回調査特別委員会(議会)
	11月24日	懇談会「虹別連合振興会」
		懇談会「磯分内連合振興会」
	12月9日	第3回調査特別委員会(議会)
	12月13日	懇談会「塘路振興会」
	12月17日	懇談会「阿歴内地域振興会」
	1月21日	第4回調査特別委員会(議会)
	2月4日	第5回調査特別委員会(議会)
	2月17日	第6回総合計画審議会
23年	5月16日	第7回総合計画審議会
	5月25日	総合計画審議会から町長へ答申
	6月6日	第5回総合計画策定本部会議
	6月14日	平成23年第2回定例会に標茶町第4期総合計画基本構想の議案提出
定例議会において標茶町第4期総合計画基本構想を議決		

## ● ● ● ● ● 標茶町総合計画審議会条例 ● ● ● ● ●

### ○標茶町総合計画審議会条例

(昭和48年3月24日)  
(条例第2号)

改正 平成9年3月14日 条例第5号

改正 平成15年6月18日 条例第14号

(設置)

第1条 本町将来の健全なる発展を促進し、産業振興及び生活文化向上のための総合計画に関する意見を求めるため標茶町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、前条の総合計画に関して町長の諮問に応じ審議又は調査を行う。

(組織)

第3条 審議会は委員10名をもつて組織する。

2 委員は、町内に在住する学識経験を有する者のうちから町長が、委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は町長が招集する。

2 審議会は半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会は特定の事項について調査審議するため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月14日条例第5号抄)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月18日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

## ○標茶町第4期総合計画策定要綱

(平成20年8月1日)  
訓令第37号

(目的)

第1条 この要綱は、標茶町第4期総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(策定の指針)

第2条 総合計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想を主体とし、まちづくりと行政運営の方向を総合的に示すものとしなければならない。

(策定の基本)

第3条 総合計画の策定にあたっては、次の各号を基本とする。

- (1) 国及び北海道の長期計画等との整合性を図ること。
- (2) 住民の積極的参画が得られるよう努めること。

(策定本部)

第4条 総合計画の策定に関する重要事項を決定するため、総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

- 2 策定本部は、町長、副町長、教育長、総務課長、農林課長、教育委員会管理課長、町立病院事務長、特別養護老人ホーム園長をもって構成する。
- 3 策定本部会議は、町長が招集する。
- 4 町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

(策定委員会)

第5条 策定本部に、総合計画の策定に関する調整を行うため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、副町長、町長部局の管理職員、教育委員会事務局の管理職員で組織する。
- 3 委員会は、副町長が招集する。
- 4 委員会に、専門部会を設けることができる。

(庶務)

第6条 策定本部及び策定委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 標茶町第3期総合計画策定要綱（平成10年標茶町訓令第31号）は、廃止する。

標茶町  
shibecha town



## 標茶町第4期総合計画

発行 北海道標茶町  
発行日 平成23年6月  
企画編集 標茶町企画財政課  
〒088-2312

北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地

TEL (015)485-2111

FAX (015)485-4111

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/yakuba/>

E-mail : [info@office.town.shibecha.hokkaido.jp](mailto:info@office.town.shibecha.hokkaido.jp)



牛乳消費促進PRキャラクター  
「ミルクックさん」

みどりとふれあいの郷  
元気あふれるまちづくり